

平成29年第四回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成29年12月8日（金曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 散会時刻の決定
 - 第 3 議案第59号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例
 - 第 4 認定第 4号 平成28年度八丈町一般会計決算認定について
 - 第 5 認定第 5号 平成28年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
 - 第 6 認定第 6号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 第 7 認定第 7号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 第 8 認定第 8号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について
-

出席議員（11名）

1番	沖山恵子君	3番	小川一君
4番	山下巧君	5番	山本忠志君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君
14番	土屋博君		

欠席議員（1名）

2番	浅沼憲春君
----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君

企画財政課長	佐々木 眞 理 君	主幹 (企画財政課)	佐藤 眞 一 君
稅務課長	川 上 明 和 君	主幹 (稅務課)	福 田 高 峰 君
住民課長	奥 山 拓 君	福祉健康課長	高 野 秀 男 君
主幹 (福祉健康課)	田 村 久 美 君	建設課長	菊 池 良 君
主幹 (建設課)	瀬 筒 国 治 君	課長補佐 (建設課)	八 洲 進 君
産業觀光課長	沖 山 昇 君	主幹 (産業觀光課兼 教育課)	笹 本 博 仁 君
企業課長	菊 池 正 勝 君	病務院長	奥 山 勉 君
教育課長	高 橋 太 志 君	會計課長	和 田 一 宏 君
代表 監査委員	浅 沼 拓 仁 君	企画 財政係 企画係	山 下 進 君
企画 財政係 主任	沖 山 晃 君	總務課長 庶務係	大 川 和 彦 君
總務 課係 主任	土 屋 巧 君	總務課長 文書係	沖 山 美 智 君
稅務 課係 主任	佐々木 まなみ 君	稅務課 主任	米 田 眞 理 君
稅務 課係 主任	浅 沼 利 光 君	住民課長 住民係	大 澤 恒 仁 君
住民 課係 主任	土 方 七 重 君	住民課長 環境係	山 路 樹一郎 君
住居 課係 主任	関 村 優 子 君	福祉 健康 高齡 福祉 係	柳 田 拓 也 君
福祉 健康 福祉 係	浅 沼 晃 子 君	福祉 健康 保健 係	浅 沼 洋 介 君
建設 課係 主任	松 代 純 君	産業 觀光 産業 係	金 川 智亜樹 君
産業 觀光 觀光 係	大 澤 知 史 君	産業 觀光 水産 係	浅 沼 晶 君

教育課
庶務係長

菊池 泰 君

教育課
生涯学習
係 課長

菅原宏幸君

事務局職員出席者

事務局長 浅沼房徳君

書記 菊池 拓君

書記 廣瀬悠志君

書記
(録音) 吉川元人君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、平成29年第四回八丈町議会定例会 2 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に4番、5番議員を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、議案第59号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（菊池 良君） おはようございます。

本日の最初としまして、手数料条例の改正を提出させていただきます。

書類番号5をお願いいたします。

議案第59号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成29年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第2項の規定に基づき、国土調査の成果の写し等を一般の閲覧に供し、または交付するため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町手数料条例の一部を改正する条例。

八丈町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表2、地形図の交付の項の次に次のように加えるということで、八丈町手数料条例に地籍調査成果品参考資料の交付手数料を追加するものでございます。

地籍調査成果品参考資料というのは、現在既に建設課管財係のカウンターで発行している地図情報のことを総称して、地籍調査成果品参考資料と言います。これまでは、参考資料ということもあり、基本料金1枚40円、情報公開手数料の料金と同額を雑入としていただいておりますが、今後、GPSデータ、自動運転技術など地図情報の需要が増加することが予想されますので、町の負担を勘案した料金の改定を行い、手数料条例に料金を明記することで、その根拠法令を明確にするものでございます。

表のアでございますが、地番図というのは、A3の用紙に地番とその地形が載っているもので、1枚300円。筆情報というのは、地目ですとか面積を1筆ごと加えると、追加して40円いただくということでございます。ウの航空写真図というのは、これはカラー写真でございます。1枚2,000円。エの一筆図形というのは、これは個人の土地を確認するときに、1筆の図形、形が載っているものでございまして、1筆40円、これは今までどおりでございます。それからオの、これはSIMAデータと申しまして、これは1筆・区域を図形で交付するのではなく座標で交付いたします。交付を受けた方がご自分のシステムで図形に再現するというものでございます。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） かかる費用の経費をいただくというのは大変いいことだと思うんですけども、ウの航空写真図がカラーコピーとおっしゃっていましたが、2,000円で少し高い

かなと思うんですけれども、この値段の根拠というのがありますでしょうか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） これまでカラー写真図というのは交付していなかったんですけれども、先日、カラー写真図ではないですけれども一括大量の交付請求がありまして、それを条例化しないで、情報公開手数料として1枚40円で発行せざるを得ない状態でした。

カラー写真というのは、私どものプリンターでは、カラー写真のインク等を考えますと、これを大量一括請求された場合に、この程度はいただかないと、経費として町の負担がかかるということで、2,000円と設定させていただきました。また、ほかの市町村の状況も見まして、その金額に設定させていただきました。

○議長（土屋 博君） 1番。疑問があるようですので、もう一度質問してください。

○1番（沖山恵子君） 今、一括請求されると大変なのということでしたが、たまにそういう方もいらっしゃるかもしれませんが、普通の方は1枚、2枚をもらうのかなと思うんですけれども、それで300円とかというのはすごくよくわかるんですけれども、普通のカラーコピーですよ。写真用のいい紙に印刷するというわけではないですよ。それで2,000円は本当に高いのかなと思うんですけれども、ほかの市町村がそうですよと言うのであれば、それが根拠になりますけれども、いきなり2,000円に設定しましたというのはちゃんとした根拠が、皆さんにご理解いただける根拠が欲しいなと思って伺いました。

もう一度伺います。ほかの市町村も2,000円というところがあるのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。正当価格かどうかということ質問しているから。

○建設課長（菊池 良君）ほかの市町村の状況も調べて積算しております。

それから、このカラー写真というのは今まで発行しておりませんでした。個人からの請求もない状態でしたので、今後は、一括請求された場合にこれだけの経費は必要とすると考えております。

（「現物を見せてもらえれば。現物ないの、見本」の声あり）

○議長（土屋 博君） ちょっと休憩します。

（午前 9時08分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開します。

（午前 9時09分）

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 一番最後のオのS I M Aデータというのがどういうものなのか、イメージが湧かなくて、もっと詳しく説明してもらえませんか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 今、八丈町のシステムの名前といいますか、S I M Aデータというのは、なかなか説明が難しいんですけども、図形のままデータ化するのではなくて、座標を持ってあります。位置ごとに座標を持っておりまして、その座標を交付します。そうすると、ソフトを持っている方はその座標をもとに、例えば地形図を再現できるというものでございます。データを交付するものでございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ということは、各個人の所有する端末にそのソフトをダウンロードしないといけないということですか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） これは建設業者の方がほとんどだと思うんですけども、C A Dソフトというのを持っている方だと再現できるということでございます。

（山本議員「じゃ、民間人には関係ないんですかね」の声あり）

○建設課長（菊池 良君） 一般の方は図面で交付することで足りると思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第59号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、認定第4号 平成28年度八丈町一般会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） おはようございます。

書類番号6番をお願いいたします。

認定第4号 平成28年度八丈町一般会計決算認定について。

平成29年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度八丈町一般会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

別添の125ページにわたる平成28年度一般会計決算書の1ページをお願いいたします。

私からは決算の概要について説明させていただきます。よろしいでしょうか。

平成28年度一般会計決算額は、歳入総額、下のほうになりますが、74億9,789万9,881円で、前年度と比較しまして2.4%の減。歳出総額は、こちらも下になりますが、73億7,521万301円、前年度と比較して2.5%の減となりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は1億2,268万9,580円となりました。

飛びまして、決算書の94ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。記載は1,000円単位となっております。

先ほどの形式収支、3のところになりますが、4の（2）1億2,269万円から事業繰り越しのため翌年度に繰り越すべき財源3,379万9,000円を差し引いた5の実質収支額は8,889万1,000円となります。

翌年度へ繰り越すべき財源中、（2）の繰越明許費繰越額は、6月議会で報告申し上げた地域防災計画修正事業や道路改良事業等の翌年度繰越額4,997万870円のうち、未収入の特定財源である国・都支出金を除いた一般財源額となります。ゆえに1億2,269万円から3,379万9,000円を引くということでございます。

また飛びまして、決算書の121ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

最後の行で、一番左の歳入合計欄の右の列、2番目が年度になりますが、上の28の行をごらんください。予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額と続き、次の未収入額については、町税、使用料、諸収入を合計し6,379万9,451円となりました。対前年度比で1,365万7,902円減少しております。

町税の未収入額が1,138万減のほか、27年度までは、保育園児の保護者支払額を11款の分担金及び負担金で計上し、28年度は12款の使用料に歳入科目を変更しましたが、保育施設使用料及び住宅使用料も未収入額が減少いたしました。27年度も前年度比2,386万9,586円減少しておりますので、調定に対しての収入割合は26年度が98.4%、121ページの右下2番目の列にも記載のとおり27年度が98.8%、その上の28年度は99.1%で、収入割合は改善している数値変移となっております。

先ほどの未収入額の左の列になりますが、28年度の不納欠損額の合計は448万1,483円で、中身として、公債権である1款の町税が個人、法人町民税、固定資産税、軽自動車税で約356万、私債権の放棄では12款の住宅使用料約90万と19款の諸収入、給食費の約1万6,000円がございました。なお、私債権の放棄につきましては後ほど詳細を説明いたします。

続きまして、歳入決算額の内訳の説明を申し上げますが、決算審査資料、別添になります。企画財政課資料の1をお願いいたします。

1-1の一番上の一般会計欄の一番右の平成28年度の列の歳入歳出決算額は、先ほど説明申し上げたとおりで、それ以外の介護保険会計以下については各課より説明がございますので、次の1-2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一番下に記載のとおり、左から3番目欄、収入済額74億9,790万円であり、その左の予算現額75億674万4,000円に比べ、884万4,000円の収入減となりました。

予算現額との比較で大きくマイナスとなっている国庫支出金約マイナス897万円は臨時福祉給付金の関係であり、27年度予算で繰り越し財源として28年度予算への繰り越し措置をしておりましたが、実際には支給対象者減により支給額の減少が生じ、繰り越し財源は補正できないことから、国庫支出金は予算に対し減となりました。

都支出金の約マイナス1,400万円は、繰り越し財源として29年度の収入となる見込み額1,600万円が含まれているためでございます。

逆に、大きく1,265万プラスとなっている町税については、補正の段階で、担当部署は徴収率を前年度より低く見積もっていましたが、結果は前年度並みに落ちついたため増となりました。

主な構成比につきましては、割合の多い順に1番目が9の地方交付税33.8%、続いて14の都支出金30.4%、1の町税12.6%、20の町債6.9%、13の国庫支出金4.8%となっております。

次に、1－3ページになります。

歳出ですが、一番下の箇所になります。支出済額が73億7,521万円であり、左記載の予算現額に比べ98.2%の執行割合となりました。

歳出の構成比については、3の民生費が20.5%、続いて4の衛生費が17.5%、2の総務費が13.4%、8の土木費が11.1%、10の教育費が10.9%などとなっております。

順位は、三根公民館建設事業や大小プール建設事業等で、決算額は2億2,500万円ほど増となった教育費が前年度より2つ順位を繰り上げ5番目に入った以外は、上位の順位の変動はございません。

歳出の個別の事業内容については、各課から提出された資料によりますので、私からの説明は、全体を通じて主な新規事業のみ説明させていただきます。

2の総務費で、情報漏えい対策として庁内ネットワークを強化するため、住民情報システム及び職員端末をインターネットと分離するため強靱化を実施いたしました。また、熱中小学校関係事業もスタートいたしました。

7の商工費になりますが、観光宣伝事業で英語版マップの作成や鯨の調査事業を実施いたしました。

工事関係の事業では、衛生費で洞輪沢温泉の給水管布設工事、労働費でコミュニティセンターの体育館等の改修事業や、教育費で大小プールの改築事業、三根公民館建設、富士ゲートボール場改修事業のほか、農林水産業費で農業担い手用パイプハウス5棟や農道の整備を、土木費で道路や住宅の整備事業を実施しております。

次の1－4ページをお願いいたします。

前年度との歳入歳出の決算額の比較になりますが、まず左側の歳入についてでございますが、27年度との比較で大きく額が増えているところは、都支出金、寄附金、繰越金、使用料及び手数料、地方交付税の順になります。

都支出金の増加額4,826万円のうち3,800万円は島嶼漁業施設の補助金により、寄附金は27年度のふるさと納税の高額寄附者のさらなる増額寄附により4,778万円の増、繰越金は繰越事業費の総額が増加したため、使用料及び手数料はさきに説明しましたように、保育園施設関係の収入科目を負担金から変更したため、地方交付税は、普通交付税の基準財政需要額の地域振興費の人口の科目の算定において、人口自体は増えておりませんが、補正係数が

24.96から32.328と大幅増により、基準財政需要額も大幅増となりました。

一方、大きく減っているものとしましては、町債、分担金及び負担金、地方消費税交付金、財産収入、国庫支出金となります。

減少額1番目の町債は27年度の消防デジタル無線整備事業費減により起債額も減、分担金及び負担金は保育園の収入科目の変更により、地方消費税交付金は、前年度における中間申告制度による増額差額分や、暦の関係で前年度分の税額が流入したことによる地方消費税の一時的な増収が発生したため、28年度の地方消費税交付金は減となりました。財産収入は、27年度には町有地を都道確保のため1,200万円で売り払った案件があったため、今年度は該当もなく減となります。国庫支出金は、27年度は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でプレミアム商品券関係費に対する国庫補助があったため、今年度は減となります。

次に、右側の歳出について、大きく増えたものとしましては、教育費、農林水産業費、衛生費となります。

教育費の増加額は、小学校費が大小プールの改築工事で約7,200万円増、中学校費で大中の芝生化や富士中の駐車場舗装工事等で2,100万円増、社会教育費で三根公民館建て替え事業等により1億6,000万円の増となり、全体では2億2,510万円の増です。

農林水産業費の約4,700万円の増要因は、農林業費で土地改良事業で次年度以降の農道等の測量設計委託料等の増により1,400万円増、振興費で、担い手育成研修センターの関係費や、浮漁礁設置事業や島しょ漁業振興施設整備事業費が増となり、約3,300万円増となります。

衛生費の増要因は、保健衛生費で病院事業会計への繰出金3億7,600万円が4億円ということ増となったためでございます。

減額となったところは、消防費、土木費、民生費となり、消防費が減額となった要因は、消防デジタル無線整備事業費の減額により4億2,000万円ほど減、土木費は、道路橋梁費で道路の維持費や新設改良費の減により5,300万円ほど減少しているのが要因です。

民生費は、法定外の国保会計繰出金等の減などにより社会福祉総務費で1,900万円の減、また、老人福祉費が1,100万円の減、老人保護措置費や介護保険会計への繰出金が減となっております。

次に、1－5ページをお願いいたします。平成28年度の財政状況になります。

まず、普通交付税の算定に関係しますが、八丈町の規模で、合理的な平均的水準で行う行政経費や施設の維持費用の財政需要を国が定めた一定の割合で算出することになっており、

需要額が約31億7,617万円、逆に標準的な税収入を一定割合で算出した収入額が9億7,381万円、この差を普通交付税として国が交付します。

また、標準財政規模は35億8,828万円となり、八丈町の一般財源の標準規模を示す値であり、標準の税収入額、普通交付税額、地方譲与税、臨時財政対策債発行額を足した金額となり、下の実質公債費比率や経常収支比率など基本的な財政指標の分母の数値となります。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値のことで、0.308となり、1を超えた場合は普通交付税の不交付団体となります。

実質公債費比率については、27年度から汚泥再生処理センターの建設事業債の元金償還が始まり、28年度からは庁舎建設事業債の元金償還が始まったことによる償還金が増加したことにより、12.3%、プラス1%の増となりました。

財政構造の弾力化を示す経常収支比率は、分子となる扶助費の老人保護措置費等が減少したことから88%となり、27年度と比較して1.2ポイント減少しています。低いほどいいということになります。

町債の平成28年度末の現在高は、新規発行額及び公営住宅整備事業債などの償還額が多く、1億9,175万円の減となりました。

積立金につきましては後ほどにしまして、債務負担行為は、翌年度以降にわたる債務を負担する行為についてその内容を定めておくことになっており、八丈町は、養和会に対して特別養護老人ホーム建設の借り入れ資金の償還元金を毎年1,595万円、32年度まで支出する予定となっております。

最後に、積立金についてでございますが、右側に詳細がありますが、基金の現在高については、財政調整基金に7,000万円、ふるさと創生基金に9,346万円、用品特別会計を廃して用品調達基金へ切り替えて120万円積み立てを行ったことにより、29億7,501万7,000円となり、27年度末と比較いたしまして1億6,466万円増加しました。

一番上に記載してある財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整し、弾力的健全な財政運営を行うための基金でございます。その額9億7,000万円は、左にある標準財政規模と比較して3割に満たない状況であり、28年度は積み立てすることができましたが、今後の財政運営を考えると、依然、楽観視することはできない額であると思っております。

減債基金より下の公共施設から町立図書館基金までは用途特定の目的基金であり、土地開発から災害復旧までの基金は定額で運用する基金でございます。

1-6ページをお願いいたします。

左側は歳出における性質別区分となっております。

増えた箇所では、5の補助費、主な増減額要因は、次の1-7ページに記載されておりますが、1番は、1-7ページの左から2列目の下から3番目の23の病院事業会計補助で2,422万6,000円増、一番左の13の島嶼町村一部事務組合負担金も、最終処分場関係費で854万7,000円の増でございます。

1-6に戻っていただきまして、次に10の普通建設事業費中、補助、これは国庫の補助があるという意味でございますが、補助事業費は、教育費の大小プールの改築事業で増、扶助費の増は臨時福祉給付金が増要因でございます。逆に減となった箇所は、消防デジタル無線事業費の減により、10の普通建設事業費の単独事業費は減となります。

2の物件費は、マイナンバー関係費3,344万1,000円減や八丈町総合戦略策定944万4,000円等で減、9の繰出金は、国保会計への繰出金1,824万2,000円の減や浄化槽会計への繰出金1,847万円の減等で減となりました。

右側は歳出を節別に区分して決算額を表示しております。

増額の順位では、13の委託料、19の負担金、11の需用費の順となります。減額のほうでは、15の工事請負費、7の賃金、16の原材料費の順となります。

このうち、増の2番目の負担金補助及び交付金は、先ほどの臨時福祉給付金費で増、減の1番目、工事請負費は消防デジタル無線事業費減により、残りの増減事由は、前年度までは賃金や原材料の科目で修繕等を実施してまいりましたが、28年度からは委託料や需用費の科目で修繕を実施したことによります。また、額は小さいですが、26の寄附金50万円は、熊本地震に対し熊本、大分県に義援金を支出いたしました。

1-7ページについては、先ほど病院会計への補助等で説明申し上げたとおり、1-6ページの左側、5の補助費等の主な内訳となっております。

増要因では、先ほど述べた病院一組のほか、3番目に、一番左の3の免職職員処分取消和解金708万3,000円が挙げられます。

減額のほうでは、27年度の単年度事業で行った17のプレミアム商品券や21のMXテレビ関係があり、また右から2番目、一番上の水道事業会計への補助も減となりました。補助の改廃等は、毎年度、庁内の管理職が委員となり、補助事業審査委員会で審査してございます。

1-8ページをお願いいたします。

地方債現在高の状況になります。左側から2番目の列が27年度末のそれぞれの区分の地方債の現在高となります。その右側が28年度に新たに発行した地方債の額、その2つの合計が

ら右隣の元金の償還額7億662万円を引いて、28年度末は71億8,471万6,000円、1億9,175万円の減となりました。

現在高の一番多い10の臨時財政対策債は、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき基準財政需要額を基本に発行額が算定されており、その元利償還金については、後年度100%普通交付税で措置されます。

また、2番目に多い11の都道府県貸付金は、交付税措置のない公営住宅建設事業債が主でございますが、八丈町は特別利率が適用となっております。

3番目に多い4の辺地対策事業債は、償還金に対し普通交付税で80%措置されます。他の地方債でも、事業内容によって50%、70%、100%の交付税措置があり、後年度の財政運営に影響が一番少なくなるように、毎年度、借り入れの実施の有無や借り入れ先を検討してございます。

その下の28年度の地方債の充当事業の内容となりますが、辺地対策事業債は道路改良や三根公民館建設事業に、大小プール改築事業は交付税措置の違いにより学校教育施設等整備事業債と財源対策債に、国庫補助の対象外事業費については、交付税措置のない都道府県貸付金により借り入れを行っております。

右下の表、実質公債費比率は1－5で説明したとおり、27年度は汚泥、28年度は庁舎と償還金が増となっているため、増加しております。

なお、別紙になりますが、監査委員による八丈町財政健全化審査意見書に記載のとおり、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく健全化判断比率については全て基準内であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は27年度同様赤字なしで、良好な状態であると認められておりますことをいま一度申し上げます。

以上で、平成28年度一般会計決算の説明を終わりました。続きまして、八丈町債権管理条例第14条に基づいた私債権の放棄の報告について、企画財政課の資料の一番最後のページをごらんください。

住宅使用料から、担当の建設課長より説明いたします。

○議長（土屋 博君） ここで、不納欠損について説明を建設課長、お願いいたします。

○建設課長（菊池 良君） 企画財政課の1－18の資料ということでしたけれども、決算書の15ページに調定額等が載っておりますので、そちらを見ていただいたほうがわかりやすいかと思われまして、決算書の15ページをお願いいたします。15ページの土木使用料、住宅使用料の欄でございます。

八丈町債権管理条例第14条に基づき、建設課が平成28年度に実施した私債権住宅使用料の放棄についてご報告させていただきます。

金額は89万8,800円、債務者は5名でございます。

当該債権は平成23年度分までの債権で、既に消滅時効に係る時効期間が経過しており、実質回収ができない債権でございます。なお、消滅時効は、民法169条第1項の規定により5年となっております。

債務者の状況でございますが、島外に転出し行方不明の者1名、生活保護受給者3名、死亡者1名、以上合計5名になります。

以上で報告を終わります。

続きまして、教育課長から給食費。

○議長（土屋 博君） 続いて、教育課長。不納欠損について。

○教育課長（高橋太志君） 続きまして、建設課同様、八丈町債権管理条例第14条に基づき、教育課が平成28年度に実施した私債権の放棄についてご報告申し上げます。

決算書では24ページの納付金、給食費納付金に当たります。真ん中より下ぐらいに納付金、給食費納付金とございます。そちらになります。

内容といたしましては、給食費納付金、平成22年度分3件、1万6,320円、債権者1名分になります。

当債権者は、島外に転居し連絡がとれない状況にあり、既に消滅時効に係る時効期間が経過しております。こちらを不納欠損させていただいたものでございます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

一般会計の決算認定については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計決算書、歳入、10ページから25ページについて質疑をお受けいたします。

8番。

○8番(岩崎由美君) 歳入の部分で、町民税のところなんですけれども、町民税というのは島の活力のバロメーターだと思うんですが、個人の町民税は減っているんですけれども、法人税が上がっているのと固定資産税が結構上がっている、この辺の背景を教えてくださいと思います。

○議長(土屋 博君) 税務課主幹、お願いします。

○税務課主幹(福田高峰君) 町民税に係る部分で、個人の分が増えているというのは……
(岩崎議員「いや、法人の分です」の声あり)

○税務課主幹(福田高峰君) 法人のほうが増えているというのは、法人の会社が増えていて、それに対して適切に課税をしたということになります。

あと固定資産税につきましては、固定資産について適切に課税のほうを評価して、それについて適切に課税をしたために伸びている数字ということで、よろしくをお願いします。

○議長(土屋 博君) 8番。

○8番(岩崎由美君) それでは、固定資産税は徴収率が上がったことでよろしいですか。

それで、法人税のほうは、例えばどんな業種が税収が上がったかわかりますか。

(税務課主幹「すみません。確認しますので、ちょっと時間をいただけますか」の声あり)

○8番(岩崎由美君) では後で結構です。

○議長(土屋 博君) いいですか。じゃ後で。この25ページの間ね。

ほかに。

5番。

○5番(山本忠志君) 14ページです。3番の衛生使用料の中の温泉浴場使用料のことなんですけれども、資料集で詳しく調べてみましたら、5の26、27、28にその様子が書いてあったんですけれども、八丈町の温泉は、要するに費用対効果の面で考えた場合、いわゆるコストパフォーマンス上どうなんだろうと見た場合に、一番の稼ぎ頭というか、収益が上がっているのがみはらしの湯なんです。一番費用がかかるけれども大して効果がないというのがザ・BOONじゃないかなというふうに、ざっくり見た感想なんですけれども、利用者でいうと、断トツでふれあいの湯が毎年多いなというふうに感じているんですけれども、この辺の、どの温泉にもそれぞれ特徴があって、その温泉ごとのファンの方もいると思うんですけれども、町としてはこの現状をどういうふうに考えておられるのか、所見を伺いたいので

すけれども。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 温泉事業のほうなんですけれども、温泉は運営するに当たり、毎年維持管理費がかなり高額にかかっている状況です。利用者のほうに関しましては、おっしゃるとおり、いろいろ施設によって実績のほうに差があるというのは承知しております。ご指摘のザ・BOONに関しましても、料金を700円だったのを500円に下げ、利用者の改善を図るところで、実績のほうでは対前年比より人数は上がっていますけれども、収入のほうに関しては金額を下げたということもあり、大きく上がっているというふうな現状ではございません。

ただし、住民の方は、温泉に入る楽しみを持って日々、我々のほうにもいろいろな要望というのは来ております。料金についての今後の金額という部分の見直しというところは、今のところ考えておりませんが、これから温泉をどのような形で運営していくのかというのは、検討していかなければいけないかなというふうには考えております。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 15ページ、土木使用料、住宅使用料のことなんですけれども、先ほど不納欠損の説明もありましたけれども、それとはまた別の質問なんですけれども、私の近くに康政里第2住宅というのがあるんですけれども、子育て世帯用に建てられたもので、今6軒あるんですけれども、そのうち人が入居しているのは2軒しかないんですね。6分の4は空き家になっていると。大変ゴーストタウンのようで、建てられた当時は子供のにぎわいもあって、大変よかったんですけれども、所得の超過によって退室ということになったんじゃないかと思うんですけれども、非常に寂しい思いで、これは町のほうも努力して、裁量入居者の場合の子供の年齢を高校生年代まで引き上げるというような努力の跡もわかるんですけれども、何年も人が住んでいかない住宅というのはどんどん劣化していきますし、もうちょっと何とかならないのかなというのが近くに住んでいる者としての感想なんですけれども、管財係のほう、課長さんでもいいですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 確かに坂上住宅の1戸建て住宅というのは、ここ数年空きが目立つようになってきておまして、年によっても違う、去年はたしか相当入っていたと思うんですけれども、年によって空きが目立つようになっております。

それで、裁量世帯を高校生まで引き上げたり、あそこは家庭用ですので、基本的にお二人

以上ということなんですけれども、3年間の期限を切ってお一人の方でも入れるようにしております。

そうすることによって、島外から来て、八丈に住みたいという方にも対応できるかなと考えておりますけれども、それでもことは空き家の状態が目立っているという状況で、これからは住宅の建て替え等もありますけれども、そういうのも関連づけて、その対策をとっていかなければならないというところではございますけれども、今のところは、これは八丈町独自のものございまして、裁量世帯を高校生まで上げて、それから、お一人の方でも3年間は住めるような対策はとっておる状況でございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） いかんともしがたいのかなとも思うんですけれども、一般入居者の場合、月額収入15万8,000円、裁量入居者の場合は21万4,000円以内という、これは国の決まりなんですかね、住宅を建てたときのそういう決まりが、どうしてもこれだけはいえられないものなのか、そこのところを町でもうちょっと融通をきかせて、少々超過しても町で特別に認可するような形とか、できないものなのでしょうか。

以上です。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 公営住宅条例に基づいてやっている限りは、この状況は変えられないと考えております。というのは、国の補助金等全て公営住宅条例に基づいてやっておりますので、それでいただいております。公営住宅条例を用途廃止しまして、ほかの条例をつくれば対応は可能かと思われましても、そうすると国の補助金とかそういう関係で、もしかしたら、ちょっとまだ調べていないんですが、返還ということも考えられるところがございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 今の住宅の問題なんだけれども、他の自治体はどうなっているのか。結構住宅は建てて、八丈町と同じように取り扱っているのかどうか、そこら辺、もし調べてわかるものであれば教えていただきたい。というのは、収入が増えればぼんぼん民間の住宅に移るわけで、町の住宅が空きになると、その金額が妥当かどうかというのがちょっと疑問に思うので、ほかの自治体はどのようになっていますか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 公営住宅法に基づいて……

（奥山（博）議員「みんな八丈町と同じようにやっているの」の声あり）

○建設課長（菊池 良君） はい。あと、それに土地の価格ですとか建設費とかが住宅使用料に反映されてきますので、同じような算式で計算しても、金額は違ってくると思われましょけれども、公営住宅法に基づいてやっている算出は同じと考えております。

ただ、他の自治体の状態を詳しく調べておりませんので、ちょっと時間をいただいて調べさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） というのは、ちょっと収入が増えると、ぼんと住宅費が上がって、どうしても民間に移らなくちゃいけない。それが多いから、前年度の収入によって、安定していればいいんだけど、また次は下がる。収入が漁業者とか農業者はどうしてもそういうのが多いと思うんだけど、そういう取り扱いもどうなっているのか。漁業者の若い衆というか、その年は稼ぐんだけど次の年が不漁でどうしようもない、だけど住宅費は上がって出なくちゃいけない、民間のほうに安いところを探して移るわけですけど、そこら辺もうちょっと、融通をきかせるんじゃなくて何か手だてがないと、大変なんです、この島の場合は。安定して収入が得られるというのは公務員ぐらいなもので、なかなかないですよ。ここら辺、もう少し融通、融通をきかせるというのはちょっと語弊があるんだけど、これはちょっと考えてもらわないと、そこら辺も調査してもらえますか。

町長どうですか。住宅費というのは、町長もいろんな方から言われるとは思うんだけど、10万円以上になったって考えられない金額になる。でも次の年は不漁で、民間に入っているのも大変だという人も結構いるわけですけど、ただ規則、決まりだからそのままいくというのも、ちょっと考えものじゃないか。町長あたりはよく聞くといいですよ、いろんな方から。本当にこのままでいいのかなと疑問に思うんだけど、そこら辺は。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） いろいろ聞くというのは両方、喜ばれる場合もあります。坂上でも1戸建てで、本当に夫婦で働いても、町長、この1戸建てはすばらしい、住宅料が上がっても出ませんよと言う人もいますし、逆に高いと言う人もいますので、その辺、地域の格差もある。格差と言っては語弊があると思いますが、坂上の状況と坂下の状況、いろいろ違うと思うので、その辺も勘案しながら、公営住宅法にのっとってやっていますけれども、そ

の中でどういうふうな緩和策ができるか、十分課長のほうに調査していただいて、なるべく住民の空きのない町営住宅にしていきたいなと思っております。その辺はご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 関連なんですけれども、今の話を聞いていて、収入を過去にさかのぼって3年間を平均して、それを算定基準にするとか、そういう条例にはできないんですか。その辺も勘案してほしいなと思います。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 公営住宅法にのっとってやっておりますので、それはできません。公営住宅法を抜ければ、町の独自の条例をつくれれば、先ほどお答えしたようにできるかもしれないんですけれども、それは今のところは難しいかなと考えております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 公営住宅法ということで、補助を得るためにそれにのっとって算出して、いろいろあると思うんですけれども、私も家賃の算出方法を聞いたんですけども、非常に複雑な、難しい、どうやって出しているのかよくわかりませんけれども、国の補助は受けつつも独自の条例というのは難しいと思うんですが、例えば特区とかそういうような方式というのは、伊豆諸島はほかにも同じような条件だと思うんですよね。そういうところと一緒にやってそういった方法というのは考えられないか、ご意見をいただければと思います。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 公営住宅使用料に関して特区というのは、申しわけないです、存じ上げていない状況でございますので、何か伊豆諸島の町村がまとまってできるかどうかというのを調査させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 先ほどの8番の質疑に対して、税務課長。

○税務課長（川上明和君） 先ほどのご質問の内容なんですけど、収入内容、どのような法人が収入アップしたかというご質問ですが、全体の把握がまだできておりませんので、後でご報告いたしますが、今回増えた法人は8社増えておりまして、業種的には、飲食業が3社、観光業が2社、電力関係が1社、農業関係が1社、その他が1社という形になっております。詳しい内容はまた後ほどご報告いたします。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） もとに戻して申しわけないんですけれども、10ページの固定資産税に

ついてお伺いします。

先ほど説明があつて聞き逃したのかもしれないんですが、個人税とか法人税は過去の滞納分が不納欠損額として上げられているんですけども、固定資産税に関しては現年度分が不納欠損として上げられているんですけども、現年度分でどなたからかいただくということができなかつたのか、いきなり不納欠損にしたのはなぜなのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（福田高峰君） 現年分で不納欠損した方につきましては、こちらのほうは行方不明、島外で連絡がとれなくなって、それでもって不納欠損をした例でございます。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 島外で行方不明ということだと1年で欠損にしても大丈夫なんですか。例えば二、三年たつて、捜したけれどもわからないよというのならわかるんですけども、島外へ行ってわからなくなっちゃいました、いきなり不納ですよというのは、それは正しいものなんですか。

○議長（土屋 博君） 税務課長。

○税務課長（川上明和君） すみません。ちょっと説明のほうが言葉足りずになりましたけれども、今の現年分で欠損したというのは法人でありまして、法人の持っている固定資産でございます、その代表者が亡くなってしまつて支払い能力がなくて、そういった形で徴収が不能ということで、現年で即時欠損しております。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） よく、いろんな物品をいただいて公売にかけたり、競売にすることもあるかと思うんですけども、法人ですと、何かそのようなものがなかつたのかなと思うんですけども、そこまではしないんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 税務課長。

○税務課長（川上明和君） 法人も個人も同じような形で滞納処分はいたしますが、この場合、法人の資産が売れる見込みもない、実際の課税されている物件しかありませんでしたので、そのまま欠損させていただきました。これは法律にのっとり行っている措置です。

○議長（土屋 博君） 歳入については質疑を終結いたします。

続いて、歳出、26ページ議会費から40ページ総務費までの質疑をお受けいたします。

13番。

○1 3 番（水野佳子君） 全体的なことなんですけれども、町役場の人事の管理ということに

ついてお伺いしたいと思いますが、総務課の資料の中の2-1、それから2-2のところに、昨年度だと思いますが、退職者が23名おりました。

それで、この年度だけ特別だったかもしれませんが、その退職者の中に、主事とか係長とか課長クラスの優秀な人材の方たちが退職をされているということが実態としてあるのですけれども、町の人事の管理としまして、全体的に人手不足も言われておりますが、役場に参りますと、最近では若いスタッフ、若い職員なんかも本当に爽やかで、窓口での対応も本当に頑張っているなということで、エールを送りたいと思います。

それは当然のことですけれども、若い職員に対しては、本当に町役場に就職してよかったという意味で、温かく育ててあげたいなと思うんですけれども、優秀な係長、主幹、それから課長クラスの方が退職をされてしまうということについては、役場全体で人事の管理といえますか、何か理由があるのではないかと。それで、退職するについては個々に家庭の事情とかいろいろありますけれども、ちょっと漏れ承りますと、役場の人間関係であるとか仕事のいろいろな面で重みを感じたとかということを伺うのですね。

やはりこれからの町を担っていただく大切な人材ですので、人を育てるということで、町としては少なくとも、一般の職員もそうですけれども、中間管理職の方、また、こちらにいらっしゃいます執行部の方も含めて、使命感とか生きがいみたいなものを持って八丈町役場で働けるような工夫、施策を何とか考えていただけないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） この件についてはことしの初めにも一般質問がありまして、数字をお示ししながらのお話をさせていただきました。

今回、この退職の中に管理職が2名含まれています。これはもう皆さんご存じのとおり、亡くなったということで、病気、それから急死をされてしまったということでの管理職の退職ということになります。

お話のとおり、主事から統括係長までさまざまな職種ということになっています。以前にもお答えしていますように、非常に今の我々の置かれた立場、業務量も、それからいろんな形でのご要望に応えるということでのいろんな業務の負荷の問題も当然あります。

それからあとは、やはり退職の一番大きな要因というのは、本当に個人的なお話というのが大半を占めていまして、我々も退職の話が来たときに、当然いろんな形で面接をしたりとか、今後のその方の人生設計、それからどういったことが原因だったとか、いろんな形で

分析をしながら、お話をさせていただくんですが、やはり最後の決断はそれぞれの個人的な事情というのが非常に大きくて、我々はどうにもいかんともしがたいというのが今回の、たまたま毎年退職者は出ますけれども、28年度末までが非常に多かったというところの話になります。

当然、我々はこれがいいというふうには思っていないで、平成24年度からもいろんな取り組みをやっておりまして、以前からご紹介しております人材育成方針というところに基づいての研修もさることながら、通常、我々はどうやって人材を、主事は主事として、主任は主任として、係長は係長として育てていくかというところの部分は今取り組んでいるところです。

なおかつ、国のいろいろな方針もありまして、今は、公務員であったとしても人事評価制度ということを取り入れて、それぞれの職員が、主事は主事なり、係長、それから我々管理職もそうなんですが、その1年間の目標を立てて、その目標に対してどのようなプロセスで仕事を進めてきたか、そしてその成果はどうだったのかというものの検証をしながら、評価をして、それがお給料に結びつくという、そういった制度を取り入れています。

やはり成果として認められれば、それがお給料に反映させられるという、そういったモチベーションというところにも結びつくんですけども、何よりもプロセスを大事にして、そのプロセスにおいてどのような形で仕事の成果を求めるか。それから、それがひいてはその職員の成長につながるかという形で、今マネジメントをやっているという、そういった状況になりますので、これに関しても一長一短でその成果が出るというものではなくて、今までそういった組織風土ではありませんでした、八丈町というのは。ですから、そういったことが定着するということから今始めているということで、ご理解をいただければと思います。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 再三、総務課長のほうからも、職員については研修とかそういうことを行っているということは議会でも伺っておりますが、もちろんハード面でのそういう対応も必要かと思えますけれども、ぜひ職員の皆様と管理職、それから若い方々とのコミュニケーションですか、特に今、若くして採用された人たちというのはもともと地元ではなくて、島外からも希望が多く、こちらに就職をしているという話も聞きますので、ぜひ若い職員については育てていくという思いで、温かく育成して行ってほしいなど。八丈町で働くことが自分たちの生きがいと一人でも多くの職員に言ってもらえるような施策をしていただ

ければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 答弁を求めますか。

（水野議員「いえ、結構です」の声あり）

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 総務費の一般管理費に入ると思うんですが、総務課の資料の2-7、楊梅ヶ原住宅が東日本大震災の被災者の受け入れとして機能していたわけで……

（「民生費になる」の声あり）

○議長（土屋 博君） 25ページから40ページまでですから、一般会計のこれだと何ページになりますか。資料じゃなくて。

（「48ページになります」の声あり）

○9番（奥山幸子君） そうですか。じゃそれはそこで聞きますね。別にもう一つあるので。

34ページの企画費の企画総務費に入ると思うんですが、末小の利用についてなんですが、それは大丈夫ですか。監査委員の意見書があるんですが。

○議長（土屋 博君） 企画だそうですから、どうぞ。

○9番（奥山幸子君） 末小の利用についてですけれども、監査委員の意見書があるんですが、その結びに末小のことが書いてあるんです。保健所の許可がもらえなくて使用料をもらうことができない状況になっていると。ただ、多額の費用をかけて改修しながら、使用料を得られていないのはまことに遺憾であると。住民に対して理解が求められないということを指摘されているんですね。

私も一般質問でそのことを申し上げたんですが、お金がそれまで3,000万以上かかっています。もっとかかっているかもしれません。それなのにそのままでもいいのかと思うので、その辺をもう一度見直していただいて、ぜひ実現する方向で考えていただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 旧末小の関係でございますけれども、きのう幸子議員から一般質問も頂戴いたしました。私どもも、この監査委員の報告書はしっかり受け止めたつもりで今おります。受け止めたつもりということは認識してございます。

その関係もありまして、昨日もお答えしたとおり、継続すべきものは継続していきたいと思っておりますし、やはり費用対効果の部分、そういったものを含めて、いま一度考えていきたいということで申し上げました。きのう、宿泊業をとるかとらないかにつきましては、私は明言いたしませんでしたが、その中で、もし本当に必要であればとってまいります。

すし、違う方法でも活用方法ができれば、お金も取れる部分も含めてやっていきたいと思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

(奥山(幸)議員「わかりました」の声あり)

○議長(土屋 博君) 8番。

○8番(岩崎由美君) 決算書の37ページです。住民基本台帳のほうで、資料のほうでいうと住民課の4-1になります。

人口を見ると、4月が7,659人で、次の3月が20人ばかり増えているんですね。いろんな人口増加施策も取り組まれていると思うんですが、八丈町みたいところは、警察の人であるとか、学校の教員の人とか、公務員の異動が多いとは思いますが、どういう人が移住して、定住しているかというところの数字を把握されていらっしゃるでしょうか。

○議長(土屋 博君) 企画財政課長。

○企画財政課長(佐々木真理君) 定住施策ということでご質問と思いますので、私のほうからまず先にお答えさせていただきたいと思います。

確かに、そういった移住者は八丈に何人いるのかというご質問はよくいただきます。ですが、我々はなかなか把握できていないというのが現状でございますけれども、一昨年、総合戦略をつくる際に住民アンケートというのをやっております。その際には、期間を区切りまして、転入、転出された方200名に対してアンケート調査というのをやっておりますので、そういった方法を何か今後とれば、やれる方法があるのかとは思っております。ぜひ何かいい方法があれば、転入の方のご意見とか、そういったものをいただきながら、定住施策に取り組んでいければと思っておりますのでございます。

○議長(土屋 博君) 8番。

○8番(岩崎由美君) 先ほど町税、法人税のことを伺って、意外に宿泊業が伸びていた、それから飲食業が伸びていたと、そういうのを伺って、ちょっとびっくりしたというか、うれしいなと思ったのは、町がこれまでやった観光施策とかそういうものが功を奏したというふうにも認識されると思うんですね。

やはりそういう客観的なデータ、よく住民のデータをというと、個人情報だからという言いわけみたいところで、やらなかったりする場合もあるとは思いますが、そういう客観的なデータをもって施策づくりに反映していくと、こういうふうに出ているんだというのは見えてくると思うので、ぜひ何か方法を考えて、先般、アイデアソンというのをやって、オープンデータ、データをとっていくことが非常に重要だと、それをまた公開していく

ことも重要だということに参加して感じたわけなんですけれども、ぜひ何かその方法を考えて、あとはほかのところと比較できるような、人口増加施策をやっている町に行くと、大体何人増えたとぱっと答えてくれるんですね。なので、そういうものも比較しながらぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。これは要望です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） 35ページ、地熱館の管理費のところでございますが、地熱館が入館料が無料になったということで、果たして入館者はどうなったのかなと思って調べてみましたら、資料集の1-17ページに、昨年から比べて3,000人ぐらい増えているんですね。1万人を超えていると。これは結構増えたんだなと思って、歴史民俗資料館はどのぐらい入っているのかなと思って比べてみたら、1万3,000人となっていたんですね。別の資料で、ページ数はわからないですけども、それに並ぶぐらいの人が足を運ぶようになったと。

僕はあそこは大変よくできた施設で、それから案内してくれる方も大変よく勉強していて、島の歴史とか、今後の再生可能エネルギーを紹介するようなすばらしい施設だと思うんですね。本当に僕は八丈の未来を指差しているような、八丈はこれでいったらいいんじゃないかなと、もっともっとあそこは行政視察のキーポイントになるんじゃないかなと思って、人を呼ぶ施設にもなっていくんじゃないかと思って見ているところで、これだけ人が増えたというのは大変喜ばしく見ているんです。

ところが、ちょっと堅苦しい感じがしまして、勉強一色なんですね。研究者の講義一色のような形で、もうちょっと島のくさやか焼酎とか黄八丈とか、2階のスペースを工夫して、島らしさのおいを感じるようなところに少し改善していったらとも思うんですけども、その辺のところ、企財のほうとしては何か考えはございませんか。ちょっと伺います。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 入館者のほうなんですけれども、無料化しまして、3,000人以上増えて1万人を突破したということなんですけれども、ことしに入りまして、データを持ってきたんですが、11月までで昨年よりも多い人数が来ております。もう既に1万人近い方にお越しいただいてございます。そういった中で、どんな客が増えたのかなと、定例の打ち合わせがあるんですけども、やはり団体さんがかなり来ていただいているというのがあります。このまま増えていけばいいなと思っているところでございます。

山本議員のおっしゃるとおり、我々もあそこを観光の一つの施設と、再エネというところ

が中心でありますけれども、やはり観光の施設ということも考えてございます。ぜひ寄っていただいて、あそこに来たら島のことがよくわかるという施設にしていきたいという気持ちは持っておりますけれども、なかなか実現していないというところではありますが、我々も知恵を絞っていきたいというのは常々思っているところでございますので、また係内でも調整していきたいと思っております。

そういった中で、先ほど再エネのお話がありましたけれども、ここの来館者の方、ノートというのをつけていただいております、そうしますとかなり、八丈島の地熱ってすごいんですね、全国に普及すればいいですね、頑張ってくださいなどお声をいただいております。こういった声も外の方にPRしながら、何かやっていければいいかなというのは、今、1つアイデアとして持っております。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（山本議員「よろしいです」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） 平成29年度の定期監査報告書、この用紙があるんですが、この用紙の2ページ目に、各課の特記事項として、企画財政課の分野なんだけれども、産業廃棄物処理状況のおくれが懸念されていると。事故繰越とならないようにというふうに書いてあるんだけれども……

（「それは29年度の話ですので、28年度の話じゃない」の声あり）

○議長（土屋 博君） ちゃんと資料に基づいてやってください。

○7番（菊池睦男君） 今年度の定期監査か。失礼。

失礼をしましたが、そういう状況は昨年ありましたか。これは今年度降って湧いた状況ですか。そういうふうに書いてあるんだよね。どのような内容なのか、昨年あったんだったら内容を報告してください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） ただいまのご質問ですけれども、これは産業廃棄物ということで、有明工業の関係になると思いますので、私のほうからお答えいたしますが……

（「ページが違うんだよね」の声あり）

○議長（土屋 博君） 本件については40ページまでですので、中身に触れますので、ずれないので、今の話はなしにします。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 総務費までの質疑を終結いたします。

40分まで休憩いたします。

(午前10時27分)

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時40分)

○議長（土屋 博君） 続いて、40ページの民生費から55ページの衛生費までの質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 先ほど指摘されましたので、民生費ということで、資料は総務課の2-7なんですが、東日本大震災被災者受け入れの支援が終わったんですよね。楊梅ヶ原住宅で終わりましたと。楊梅ヶ原住宅返却をもって支援終了となっているんですが、この住宅は国に返すんですか。国はこれをどうするんですか。その辺を伺いたいんですが。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） ことしの3月31日に国に返還しておりまして、その後、国が競売にかけると思われまます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 競売にかけるって、もう実際に競売にかけたんですか。買い手がいたんですか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） そこまでの情報はまだ入っておりませんので、これからだと思われまます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 町は競売云々じゃなくて、購入することはないわけ。予定はないんですか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 今のところ、用途計画等各課から上がってきておりませんので、

今のところはございません。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 53ページの清掃総務費ですね。生ごみの処理機400万で買っていると思うんですが、それが住民課の……。ちょっと探せないんですけれども、わかりますよね。400万で生ごみ処理機を買って、民間の方に貸し出したんですって。今どうなっているのか、今後どうするのか。産業廃棄物はすごく多いですよ。今はくさや屋さんに貸し出ししていると聞いたんですけれども、なかなか経費がかかるという話も伺っているんですよ、電気代とか。だから、その辺の使い方を今後どうするのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） まず、この生ごみ処理機なんですけれども、一般廃棄物の取り扱いになっています。魚の内臓関係なんですけれども、そういうことで、28年度の実績で申し上げますと、このとき内臓等の処理が28年度年間1,770キロ、肥料としてできましたのが325キロ。20キロの普通の肥料の袋で申し上げますと約16袋ですか、そのような状況になっていました。

その内臓の量も、なかなか1社のところでは足りないということで、地区の周りの加工組合の方と、またこちらには漁協女性部の加工所も近くにございますので、そこからの協力で量を入れての対応で、このような実績になったということでございます。

一番の課題点といたしましては、確かに電気料の関係が月7,000円ということで、年間いきますと8万ぐらいかかっちゃうということで、それとの費用対効果のことを考えて、まだ検討課題ということで、29年度も今ちょっと検討中ということでやっっていこうということでございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 今、課長は検討中でやっっていこうとおっしゃいましたよね。それはずっと継続するという意味ですか。今のくさや屋さんのところで継続するということですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） その量ということでは周りの加工組合、1社ではやってございませぬので、ですけれども、やっぱり電気料の関係ということで、本来であればこれをやって、いろいろ事業者の方に補助金か何かということでの検討をしようということだったんですけれども、有効な利用がまだできていないということで、その辺は、ごみ処理問題協議会の中のワーキンググループでも継続して試行ということで考えております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 継続するのは当然すべきだと思うんですけども、くさやの加工組合とか、そういう団体が電気料をみんなで持つみたいなの、分担して持つとか、そういうふうにすればそれほど負担にならないんじゃないですか。

それと、その16袋ですか、それをもし売るとするとどれくらいで売れるものなのか、その肥料の有効性というか、どういうものに使うとすごくいいとか、そういうのは調べていますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） その辺も含めまして、29年度に今やっている最中ということでございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） いつ結果が出るのか教えてくださいね、ちゃんと。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 結果が出次第、ご報告させていただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） ごみ問題が出たので、住民課資料の4-9、4-10。1人当たり年間3万3,500円余りかかっているんですけども、有料にするだ、しないだと、昔からあったわけなんですけども、ごみ処理問題協議会はどのような、今のままでいくと、支出と収入、住民はやはりただが一番いいと思うんですけども、これはこのままやっていっていいものか。何かあれば財政が厳しい厳しいと言う町が、有料化すればそれなりに金もかかるだろうけども、これはこのままでいいのかなと。それで、事業者に関してはちゃんと費用を取っていますよね、その大きさによって。前にも質問したことがあって、余計な質問で自分も取られることになったんですけども、何百円だけですけども。

だけですけども、事業者だけじゃないんです、やっぱり商売をやっている人は。1次産業だつてあるわけなんだから、そういうところからは取らないで、商売をやっているところからは取ると。土農工商じゃないけれども、商売人は一番下で、何でも取りやすいから取るんだろうけども、ちょっと不平等感があるんじゃないかなという思いもする。だからこうやって、処理費用が1人当たり高額になっていくんですけども、ごみ処理問題協議会は今どうなっているのか、どういう方向で向かおうとしているのか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） ごみ問題の有料化ということなんですけれども、たしか平成25年度に有料化について検討がなされた経過がございます。そのときには、ごみ処理問題協議会の答えといたしましては、まず有料化すると、一方、懸念しなければならないのが不法投棄等の問題があるということで、まずは生ごみ処理のようなごみの処理を減らしていこうということで、生ごみ処理をまず減らしていこうという結論に達したという経過がございます。

また、今のご質問で、農業者というところからも、起業をしている方には通知を出しまして、応分の負担はしております。農業者とか廃業されるとそこから外すということで、商工業者だけじゃなくて、農業者に対してもそれは出しているという状況です。

また、不平等感ということでございますが、企業というか、会社が営業するには、八丈支庁とか商工会のほうにいろいろ届け出がありますので、そちらの情報をとりながら、不平等感はなくしていこうということで考えております。

あと、事業系のごみに関しては、今、キロ4円ですね。東京都内は28円、約7倍の差があるということでありますので、この辺のことも、今後ですけれども、この協議会の中で検討していったら、改定していかなければというふうに考えてございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 何かあると今後今後と、ずっと先送りしてきたんだけど、もうそろそろ、25年度からやっていたら結論が出て当たり前なんだ。住民はただが一番いいんですよ。自分らもお金を払わないでごみを出して、ネットもくれるし、住民からの要望は多いですよ、ごみ置き場を設置してくれと。だんだん住民からの要望というのはお金のかかることが多くなってくる。でも、それはちょっと今の段階では町としてはできないでしょうと。本来であれば住民側に立つべき議員ですから、場所を設置してくれと、金具を町でやってくれというのが本当はいいんだろうけれども、これじゃ少し町の負担も多くなりつつあるんじゃないか。統計を見れば大して増えてはいないんだけど、生ごみを減らすって、さっきのどういう経過が、400万円で加工場に貸し出して、1社、2社の生ごみを減らすぐらいで、全然前に進んでいない。何かあれば全て先送り、それじゃだめだよ。ちゃんと出してもらわないと、早目早目に。いつまでたってもこれは解決できない。そこら辺はどう思いますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 今後の計画なんですけれども、確かに平成36年度から新クリーンセンターのほうも稼働するというところでございます。また、見込みといたしましては、今こちら、ごみ処理手数料の関係の改定は、再来年の消費税の関係のときに合わせて取り組んで

いきたいというふうに考えてございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 課長、36年度というのは6年後だよ。そういう話をしているんじゃない。25年度からやってきたことを十何年もかけてやるのかどうか。もう少しスピード感を持ってやってもらわないと、協議会はやります、結論は先送りです、それじゃだめで、もう少しスピード感を持ってやってください。お願いします。これは要望でいいです。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） それに関連して、私もずっと言い続けたことですが、1キロ4円の問題、それと廃船の手数料の問題、これもまだ安いんですね。それから、粗大ごみ、有明に搬入する、自分で持っていく粗大ごみ、それも無料なんですよ。それをもうとにかく来年度予算に組むぐらいの気持ちでやっていただきたい。

それと、それとは別なんですけど、54ページのクリーンセンターの件なんですけれども、工事請負費が8,100万円になっています。27年度は7,700万かかっていますね。今、課長は36年度稼働ということなので、あと5年ぐらいは優にあるわけで、来年どこを工事してどのくらいかかるのか、その辺の工程表みたいのはつくれるはずですよ。そういうのを出してほしいです。どこどこをいつ直す、何年に1回どこを直す、2つ炉があつてどうするとか、そういうことをわかりやすく説明していただいて、なるべくお金をかけない方法でやっていただいて、新年度のほうをきちんとつくるという方向で工程表みたいのをつくってください。

とりあえず来年はどこをやるんですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 来年度の予算ということでしょうか。

○9番（奥山幸子君） そうじゃなくて、28年度に8,100万円かけて工事していますよね。来年度の工事予定はどこで、どれくらいかかるかということです。クリーンセンターの中の話。

○住民課長（奥山 拓君） 今の既設のクリーンセンターということで。

○9番（奥山幸子君） そうです。

○住民課長（奥山 拓君） 今、この28年度におきましては、A、Bという2つの炉があります。そちらの一方のほうを改修した金額です。来年におきましてはそのもう一方の炉、こちらを計画しております。その金額的なことでは、約5,000万ということで今計画しています。その後なんですけれども、あと4年ございますが、そこからは大きな工事に關し

ては減少していくというような工程で今組んでおります。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（奥山（幸）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 資料の5-1の冒頭、老人保護費、この措置費というのは、これは養護の施設の措置費のことですか。

○議長（土屋 博君） ページ数、こっちのほうの一般会計は。

○7番（菊池睦男君） 一般会計の資料の5-1。

○議長（土屋 博君） だからこっちは何ページ。

○7番（菊池睦男君） そちらのほうには反映されていない。

○議長（土屋 博君） 43ページの扶助費。

○7番（菊池睦男君） 養護老人ホームの措置費のことですかと、それを聞いているだけ。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 資料の5-1の老人保護措置費の負担金の件ですけれども、こちらの費用に関しましては、施設への費用ではなくて、養護老人ホームへ町のほうからお願いして入れていただいた方への措置費ということになります。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それで、決算審査意見書の13ページに分担金、負担金のことについて書いてあって、老人保護措置費負担金が411万7,000円減ったわけですね。

（「睦男さん、それは歳入のところになっちゃうので終わっちゃう話になるんですけれども、歳出のほうで話してもらっていいですか」の声あり）

○7番（菊池睦男君） だから、今からそちらのほうへ移るから、確認だよ。

それで、これはどんどん入居者が減って行って、来年度はもう廃止にするわけですね。そうすると、この措置費がどんどん減ってきているわけですね、漸減してきているわけですね。このことは町の財政にとって、歳出が減ってくるわけだから、これはメリットになっていくわけなんだけれども、一方でそのことによる歳入はなかったのか、デメリットはないというふうに考えていいんですか。措置費が、歳出が減るから、そのことによる歳出減でメリットだけというふうなことですか。それとも一方、デメリットも何かありますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 島内にある養護老人ホーム自体への措置費は減るかもしれませんが、補正等でも申し上げたとおり島外への措置というのがございますので、単純に八丈の養護老人ホームが廃止になるからとって、金額がゼロになるということではございません。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） だから、そこで相対的に見て、メリットが多いのかデメリットが多いのか、その兼ね合いはどういうふうに判断しますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 養護老人ホームの措置費は、年々、措置者が減れば当然歳出のほうは減ります。多分ご指摘されているところというのは、その分で歳入として、当然措置者からも歳入として収入のほうは入ってはきますけれども、歳出のほうが圧倒的に比率が高いですので、メリットのほうが高いと思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 衛生費までの質疑を終結いたします。

続いて、55ページの労働費から69ページの商工費までの質疑をお受けいたします。

13番。

○13番（水野佳子君） 決算書のほうでいきますと農業振興費になるのかなと思いますけれども、えこあぐりまーとの件について伺いたいんですが、先ほど山本議員からも、坂上の観光の拠点として、地熱館が今結構お客さんが増えてきてということでありましたけれども、あそこに、ちょっと下がったところにえこあぐりまーとがありますけれども、あれは町の管轄ではないのでしょうか。

その件での質問なんですが、たまたま観光のお客様とか、私たちが坂下からえこあぐりまーとに行くんですけども、やっぱり展示してあるものが寂しいといいますか、地産地消のもので、できれば島でとれた野菜とか花とかが、当然、販売され展示されているべきだと思うんですけども、たまたま販売できる品物がなくて、棚とか花なんかもほとんどないという状態が多いことがありますので、できましたら町のほうとしても、中之郷地区の農業関係者の方を激励していただいてというか、もうちょっと奨励していただいて、えこあぐりまーとそのものが本来の趣旨である観光の一つのスポットになるような指導というか支援というか、そういうことができないものなのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 中之郷にありますえこあぐりまーとですが、こちらは町のほうでお願いをして、中之郷の農業者、園芸研究会、こちらのほうにお願いをしてやっていたいております。

おかげさまで地熱館のほうも入場者数が増えておりますが、えこあぐりまーとに関しても入場者が増えております。それに伴って実はあそこの販売も少しずつ伸びてございます。観光客が来られるだけではなくて、えこあぐりまーとの場合には坂下からも、新鮮な野菜といえますか、地元でとれたものを購入したいということで、よく坂下から来られる方もいらっしゃるというふうに伺っております。

ですので、これから観光客がどんどん増えていく、それにも対応しつつ、島内向けへの販売もできるような、何か考えていただくよう、町のほうからも要望をし続けていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） これは要望なんですけれども、実は私も週に1回か2回は、えこあぐりまーとに野菜やお花がないかということでわざわざ行くんですけれども、がっかりすることが多いですね。それと同時に、やはり私自身もそうかもしれませんけれども、観光のお客さんからも、あそこが八丈の農産物の直売所ということで寄ってみるんだけど、期待を裏切られることが多いというようなことが実情なので、ぜひ中之郷の皆様方を奨励していただいて、地熱館とともに、えこあぐりまーとが坂上の観光の拠点となりますように、町としてもぜひ支援をしていただければと思います。これは要望です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 今、えこあぐりまーとの話が出たのでお伺いしますけれども、これは決算とちょっと外れるのかな。園芸研究会に頼んでいるらしいんだけど、どうしても品物が、会員さんだけある程度やって、会員さんの負担が売り上げの1割というように大体聞いているんですよね。自分もコーヒーをよく飲みに行くんだけど、そうすると農協の市場よりずっと高くなると。だから、あそこで売っているものはスーパーで売っているより高いんですよ。芋にしても、島の産物が。

というのは、運営費がどうしても、売り上げからの1割で運営しているのでなかなか厳しいと思う。一生懸命本当に努力されていると思うんです。だから、いっぱい品物も置きた

いんだけれども、1割とられるんだっただというこもあって、あと、いろいろ草刈り、草取りとか何とかいっぱいあって、会員になると逆に大変だという思いが強過ぎるんですよ、あそこは。だから難しいのかなと。コーヒーを飲みに行っても食事がありませんよね。というのは、補助の関係でなかなか食事が出せない。島の農業産物を主にしないとだめだという形で飲食はできないから、思ったよりお客さんが少ないのかなと。だから運営は本当に厳しいと思う。

何とか課長、もう少し町の支援も必要だと思うんですよ。せっかくああいういいものを建てて、中身がやっぱりがっかりするようじゃ困りますので、もう少し考えてください、あそこだけは。せっかくあれだけの拠点があってもったいないと思う。ぜひとも考えていただきたい。

○議長（土屋 博君） 答弁を求めますか。

○10番（奥山博文君） 支援ができるかどうかわかれば。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 町といたしましても、えこあぐりまーとの運営に関しまして、毎月ではございますが、補助はさせていただいております。直売所、あとは喫茶、それから温室のほうに関しましても補助をさせていただいております。あと、先ほど草刈り等のお話も出ましたけれども、その草刈りの費用、それから電気、ガス、水道、そちらのほうも町のほうからの支出ということでさせていただいているところでございます。

今後は、お願いをしているところでの経営的な、そこら辺の向上等を町といろいろ話をさせていただいて、よりよいものを販売、展示できるようなものとして進めていけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） この決算にそぐわないかもしれないけれども、あそこの冷暖房はどうなっていますか、ちゃんとやったのか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 今、冷暖房の、売店のほうでございまして、エアコンが夏の時期にきかなくなったということで、ガスが抜けていたということで、その応急措置はいたしました。先日、寒くなったところに、また暖房がきかないということで、これについてもガス抜けかと思いますが、今現在、まきのストーブ等も使用させていただいているようでありまして、そこのあたりはもう一度確認をしつつやっていきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 課長らは行ったことがあるのかな、コーヒーを飲みに。あそこはまきストーブで暖房ができると思いますか。できないから質問している。だから電話も入れた、ここは冷暖房がおかしいですよ。確かに地熱発電の関係で室外機は傷みやすいと思う。だけれども、寒いとき寒い、暑いとき暑いじゃ、あそこに行くお客はどうしようもない。これは早急にやっていただきたい。

自分も約束したから、あそこに行って。山口議員、崇議員、中之郷選出が今いないからなかなか。ほえていますよ、あの2人がいれば、冗談じゃないと。早急にこれをやってくださいよ。決算にそぐわない質問で申しわけないけれども、寒くなりますよ。あそこで寒い思いをするのはお客さんですから、また苦情が来るから、早急にやってください。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） その点につきましては、財政当局とも相談をしつつ進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（奥山（博）議員「誰と相談」の声あり）

○産業観光課長（沖山 昇君） 財政の面もありますので、財政当局のほうとも相談をしつつ進めてまいりたいと思います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 企画財政課長、今の話を聞いてどうですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 12月の補正は昨日ご審議いただいたところでございます。一番早いところで3月補正ということになりますが、当然、主管課と相談しながら対応させていただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 臨時でガスだけでも入れてください。3月じゃどうしようもない。

3月に直すどうのこうのじゃなくて、それぐらいできるでしょう、ガスぐらいは。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹、もう一度答弁。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） その分、本来は予算審議の前に科目でお示しするところですが、今議会ですぐというのであれば、節間の流用は可能でございますので、そちらで対応させていただきます。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 町の今の施設なんですけれども、民間から言わせるともう至れり尽くせり、これだけ投資していいのかと思うんですよ。もうちょっと企業努力、そういったものでお客さんを呼び込んでいただきたいなと思います。あれがだめだからこれだから、どんどんお金を出してと、ちょっと問題かなと思いますよ。

○議長（土屋 博君） 何が問題ですか。

○4番（山下 巧君） そういう冷暖房、エコめぐりまーとにしても、補助金等をかなり投入していますよね。だけれども、中が余りしっかりしていないものだから苦情が出ていると。企業努力、あそこを運営している人たちの努力が足りないと、民間事業者から言わせればそう思うしかありません。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） ご指摘の点、承りまして、運営をさせていただいているところとお話をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 59ページの牧野管理費なんですけど、町は和牛のオーナー制度をやっているんですけども、いろんな事情があって預託牛が少ないんですね。今、ヤギの駆除の事業をやっているんで、今年度でそれが終了するので、その部分も使えるようになると思うんですけども、やっぱりあそこはふれあい牧場で観光地なんですよね。だから、牛がいないと見に来ないと思うんですよ。牛をやっぱりある程度の数、あそこにいる状態にしておかないとちゃいけないんですよ。それだけ牛がなかなか増えないというか、オーナーが少ないんです。

このオーナーを増やすにはどうしたらいいか、前に聞いたときに、広報で宣伝しますとか言っていましたけれども、そういうのじゃなかなか仕組みもわかりにくいし、難しいと思うんですよ。だから、今、農業委員会が1頭持っているんですけども、そういう団体に1頭ずつ持っていただくというような働きかけをしたらいいと思うんです。まず観光協会に1頭持ってもらおうとか、土木関係でも持ってもらおうとか、そういう大きな団体が幾つかあるので、その人たちに働きかけてまず持ってもらおう。

それで、和牛が産業として成り立つかどうかというのはなかなか厳しいです。でも、物すごいマイナスじゃないと思う、持っている人にとっては。だから、そういうふうにしてもら

って、町全体で和牛の育成を支える、その産業を支えるという姿勢が町にちょっと足りないんじゃないかと思うんですよ。そういう働きかけ、つまり営業をしてほしいんです。今、農業委員会だけですから、あと個人で何人か持っているわけで、私も持っているんですけども。

それと、経営的に難しいという面もあるので、この間の決算の委員会があったのかな、そのときに預託料を、預託料というのは餌代なんですけれども、それを少し上げたらどうかという話もあるんですね。それは多少上げてもいいと思うんですよ。本当に町の持ち出しが多いので、その辺も考えながら、預託者、オーナーを増やす努力をしてほしいんです。どう考えますか。

○議長（土屋 博君） 本件については主幹と二人の関係がありますので、まず先に産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 今現在、牧場のほうには、町の牛、それから個人でお預けいただいている牛、合わせると約40頭ほどございます。

それで、もちろん町の牛はあれなんですけれども、個人でお預けいただいている牛に関しましては、牧野使用料等を頂戴して運営をしているところでございますが、今おっしゃいました農業委員会でも実は1頭持っておりまして、先日、たしか島外に出して売れたと思います。

今現在、子牛の状況は日本全国で、この前テレビでもやっておりましたけれども、子牛が足りないというふうなお話もテレビでも放映されておりましたが、今現在、八丈から出荷する際は、約50万弱ぐらいで販売はされております。ただ、今、テレビでも足りないというふうに放映されておりましたが、これからどうなるかという動向も見ながら進めていかなければいけないと思っているところでもありますし、値段が崩れるというところを踏まえて、皆さんに承知をしていただきながら、子牛の肥育といたしますか、子牛を育てる、そういった事業を進めて取り組んでいただくようにということで考えているところではございます。

どんどん増やせば、八丈からどんどん牛を出して、いい値段で売れば、それなりの収益が得られるというふうには思っておりますので、牧野運営審議会も含めて、いろんな関係各所と子牛のことにしましては相談をしていけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 今、一番いいんです、値段が。だけどだんだん、BSEとか口蹄疫が

あって、いい種牛が少なくなっているのです、今値段がいいんですよ。またちょっと下がるかもしれない。そういうときに、一般の人に持ってくださいとなかなか言いにくいでしょう。だから、産業を支えるという意味で、そういう団体に持ってもらったらいんじゃないかなと。本当に和牛がいなくなったら、あそこは観光スポットとして成り立たないんですよ。牛がいっぱいいるから喜んでいるわけだし、皆さんが間近に見られるということで楽しめるわけだから、その辺を考えて、産業と観光と両方なので、努力して営業してほしいと思います。

○議長（土屋 博君） 答弁を求めますか。

（奥山（幸）議員「いいです」の声あり）

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 関連ですが、私も牧野審議会の委員をしているんですが、この前は参加できなかったんですが、今、預託牛の元牛の供給というのは安定的にできるんですか。たしか去年の審議会では、元牛になる供給が難しいというか、とんとんだというような話だったんだけど、それをどんどん拡大できるような供給ができるのかどうなのか、そこはどういう見通しですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 町のほうで持っております牛に種つけをして、雌が生まれた場合には個人の方にお渡しをします。その牛がまた子供を生んだ場合、雌の場合には、1頭目は町のほうに返していただくという形で行っております。これは、雌が生まれるか雄が生まれるかというのは、ちょっとわからないところでもありますので、雌が生まれていけば町が管理する牛が増えて、皆さん個人でやられる方に渡していける牛の頭数は、おのずと増えていくのかなというふうに考えているところではございますが、現状としてはなかなか伸び悩んでいるところでもございます。

○議長（土屋 博君） 商工費までの質疑を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時23分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（土屋 博君） 続いて、69ページ土木費から77ページの消防費までの質疑をお受けい

たします。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、78ページの教育費から93ページの予備費までの質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（山本忠志君） 78ページ、これは町でやっている奨学金のことなんですけれども、何ページというのがよくわからなくて、ここでいいかと思うんですが、資料集の9-2ページに本町の奨学資金貸付状況のデータが載っているんですけれども、これを見ますと、貸付基金となっているんですけれども、今現在、八丈町では給付型の奨学金もやっていて、給付型の奨学金を利用している学生もいると思うんですけれども、そのデータについてはないのか、それともこの中に内数として入っているものなのか、ちょっとご説明いただけませんか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） こちらのデータの内数に入っております。中に入っております。これが全ての奨学金になります。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） わかりました。

多分そうかなとは思ったんですけれども、この中で、給付型として申し込んだ学生さんの数はおわかりにならないでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 給付型につきましては、まだ卒業した方が誰もいないので、実際に給付に当たるかどうかというのはこれからで、卒業して初めてわかるということになります。人数的には、平成29年度には給付は2名になります。でも実際にはまだ、給付型ですけれども、実際に給付になるかどうかというのは、卒業後ということになります。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） わかりました。

大体わかったんですけれども、システムとして、申し込みをする段階で給付型として申し込むのか、それとも貸与型として申し込んで卒業の時点で給付の形をとるのか、その辺の事務的な作業の進め方はどうなのかなと思って。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 申し込みの時点で、貸し付けか給付かというのは本人さんの希望

をとっております。また面接をして、そこで実際に貸し付けるか給付するかというのも決めております。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） これは給付型としての条件を満たさなければ、貸与型にシフトチェンジしていくということになるわけですよね。ということは、卒業してきちんと島で就職することが満たされて初めて、給付型成立ということになるわけですね。わかりました。

あともう一つ、奨学金についての質問ですけれども、29年3月31日現在残高が、最初の予算2,000万円に対して1,175万ということで、およそ半額ちょっと使っていないというふうなデータだと思うんですけれども、もうちょっと高校生に対して周知方法等の改善を試みてはどうかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） この奨学金につきましては、広報とか、ほかに高校のほうでもそういった案内を配っていただいて、実際にはPRしているところです。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 要望です。

これは、きのうもちょっと一般質問でお話したんですけれども、教育負担の軽減というのは我が国全体の流れとして進んでいることで、やっぱり子どもたちの教育は、かつては親の責任だと、家庭で面倒を見るべきものだというのが普通の考えだったと思うんですけれども、最近は、社会全体で子どもたちを育てていくんだというのが主流の考え方になっていると思うんですよね。

ですので、もっともっとこれは、素晴らしいことを八丈町はやっているんだと思うんです。なかなかやりたくたって、全額給付型というのは、自治体はたくさんあるけれども、まれだと思いますよ。一部給付というのはいっぱいありますけれども、これはもっともっとPRして、例えば八高の3年生に特別授業、課長でも行って奨学金についての説明をするですとか、町の広報に載せたからいいだろうということじゃなくて、あるいは八高の生徒だけでなく保護者も交えて、こういうことでやっていますというのは、もっと丁寧に知らせれば、活用率も上がっていくんじゃないかなと思うんですけれども、これは要望ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 答弁いいですか。

（山本議員「じゃお願いします」の声あり）

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） こちらのほうは、当然、高校を通して保護者にも伝わるようにしております。ここでは本当に数人しか実際借りていませんけれども、問い合わせは結構あります、件数的には。ここには1学年でも、そんなに八高生の人数がないんですけれども、やっぱり10件近くはあります。

ただ、これは私が見た感じなんですけれども、私ども、国立では大体、月3万8,000円、私立では4万7,000円の奨学金を出すような形をとっているんですけれども、実際にはこれでは足りないということで、もっとたくさん借りられるところ、そういったところを望む方。あと、大学を出たら、とりあえず何しろ向こうで1回就職したいと。かなりの、10年とか、そういったところで向こうでチャレンジして、技術等いろいろ習得した上で島に戻ってくる、その後に考えたいという生徒が非常に多いと思います。問い合わせのときにいろいろお話を伺うと、そのようなことがありますので、PRはこれからもしてまいりますけれども、そういった面もあるということをご了承ください。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（山本議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君）きのうもお話ししたんですけども、監査の意見書の結びのほうに出ていますけれども、自然科学学習推進事業委託で、委託料は480万と非常に高額であると意見を述べられているんですけれども、きのうも言ったように、内容によっては一人頭19万かかると。監査のほうでも検討すべきと出ているんですけども、片やこちらの教育課の資料で9-2、遠征費の補助金云々というのは一人頭1万9,800円、片や19万かかっているんだよね、今年度ね。1,500万にして。

これからこの事業をどうするつもりなのか。1人に19万もかけて講習を受けさせて、科学の勉強をさせて、余りにも差があり過ぎる。平等感が全然ない。この事業をどうするつもりなのかまずお伺いします。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 昨日もお答えはいたしましたんですけども、当事業は、東京農業大学における科学実験、それから島内でのグループ研究、研究発表、これを柱にした事業になります。東京農業大学における科学実験は、実験を通して学ぶことだけでなく、大学に行き実際の雰囲気味わう、そういったことが貴重な体験の場だと思っております。

あと、7番議員からもきのうちちょっとご質問があって、私が回答できなかった件なんですけれども、都立八丈高校では、東京農業大学に2科、各科1枠、要は2名分の指定校推薦枠がございます。東京農業大学における科学実験はそういった学校とのつながり、今後、高校を卒業して農大を目指す生徒とか、そういったことを絶やさずやっていきたいというところもございますので、そういった意味でもその部分については継続はしていきたいと思いません。

ただし、先ほどの1名当たりにかかる事業費、確かに非常に高いというご指摘もあります。これはご指摘のように、平成28年度の決算審査、平成29年度の定期監査においても同じ指摘になっておりますので、来年度は、平成28年度と今年度の実績をちゃんと精査して、この予算面については大幅な見直しを図りたいと思います。農大における科学実験のみを残した形で考えております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 農大に行った生徒さんというのは何名ぐらいいるんですか。それと費用。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） これは平成28年度の分になるんですけども、6名生徒で1人引率、127万4,000円支出しております。平成29年度、今年度になりますけれども、生徒8人、それと引率が1人で、135万1,670円ということになっております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 一人頭18万、19万だよ。そんなにかかるものなのか。東京でしょう。どこからそういう費用が出るのか、何泊して、どのような研究をして、1人20万円近いお金がかかるのか。そうなってくると、生徒一人頭で、片や遠征に行くと補助金が2万円、保護者負担もあるわけだよ。遠征に行くと。片や10倍の金をかけて、ちょっと不公平感というか、バランスが悪過ぎるんじゃないかな。東京農大も別に結構ですけども、こんなにお金がかかるものなの、東京まで行って。

○議長（土屋 博君） 内訳わかるの。

（奥山（博）議員「領収書ももらっているか、宿泊費から交通費から」の声あり）

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 東京農業大学については2泊3日で行っております。それで実際

には、旅費のほかにも、向こうでの施設の利用料とか、向こうの講師の先生を呼ぶ、そういった料金も含まれております。あと、事前にこちらで研修する、そういった部分の事務費等も含まれておりますので、その事務費等とか、そのあたりをもう一度ちゃんと精査して、来年度予算に反映したいとは思っております。

○議長（土屋 博君） 本人の持ち出しは。

○教育課長（高橋太志君） 本人の持ち出しは、1人当たり1万円の参加費をいただいております。

○議長（土屋 博君） 納得しなければ、10番。

○10番（奥山博文君） 余りにも不平等。同じ中学生、高校生が研修を受けるのに、もう少し全部の子どもたちを平等に見てやってもらいたい。特別そういう参加するからといって、20万はちょっとひど過ぎるんじゃないかな。ちょっと考えてもらいたいな、これ。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） もともとこの事業は、国、都の理数教育の推進という、そのところの狙いがありまして、補助金で支援をしていくか、またどうするかということでしたけれども、教育課の理数教育の推進ということで、その支援策として始めて2年目になるものです。都立八丈高校も東京都の理数研究校ということで指定されておりますし、また中学校で三原中が過去、サイエンスクラブの文科省の表彰を受けたとか、そういうのを支援していこうということで、理数離れが言われていますので、八丈町でもやはり自然科学とか、そういうところに特化して子どもたちを育てていかなきゃと、そのようなことを考えて始めた事業でございます。

その支援の意味で、まず3年から5年程度支援をして、そういう形でまた評価をしてやっていければということで始めた事業で、小学校、中学校、高校、子どもたちも関係して、八丈高校に土曜日集まって、そういう学習会等も開いておりますので、今、課長のほうは農大の学習会のことを中心に話しましたが、もともとは理数教育の推進事業として、教育委員会としての事業としてそれを委託して、研究者等の講師を窓口になっているところへ委託している、そのような事業でございますが、今お話があったように、スポーツの遠征とかそういうことに比べれば、やはり費用対効果、かなり1人にかかるお金が高過ぎじゃないかということも十分反省しまして、次年度からは十分費用対効果のことも考えましてやっていこうと思います。

ただし、理数教育をやはり進めていかなきゃという教育課としての責任もありますので、

そういうことも勘案しながら、慎重にこの先は進めてまいりたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 理数教育は大いに結構でございます。一生懸命やっていたきたい
と思うんだけど、きのうも5番議員さんから指摘があったように、高校に行っても、八
高で野球部1チームもつukれないと。そちらのほうにも力を入れてもらいたいし、ただ理数
だけがよければいいというものではないと思うんだよね。不平等感を直していただきたい。
これは要望で結構です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 教育課の資料9の2ページです。すみません、いつも戻ってしまって
申しわけございません。

奨学金のところなんですけれども、27年度、28年度ともに返済未納額というのがあるんで
すけれども、学生さんにお金を貸すのはいいんですけども、卒業してから正社員としてちゃ
んと就職できなくて、返済が苦しくて自己破産してしまうような人もいるというようなこと
も聞くんですが、この返済未納額というのは、返すべきお金が返されていないものなのか。
これは27と28しか書いていませんけれども、過去にさかのぼってどれぐらいあるのか、お一
人の方なのか複数の方なのか、その辺わかれば教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 今、返済がちょっとおくれおくれになっている方も中に入ってお
ります。返済がおくれている方は1名おります。その方は連絡がとれないような状態にな
っておりまして、連帯保証人もついているんですけども、その方も連絡がとれない状態にな
っております。今、行方を捜しているような、そういった状況でございます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） このままいくと、これも不納欠損になるんでしょうか。そもそも町の
規定的に、連絡がとれない、連帯保証人も連絡がとれないという場合には、どのようになる
ことになっているのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 最終的には不納欠損となるかもしれませんが、今、取り急

ぎ全力を挙げて、まずは行方を捜すところから行っております。なので、今すぐにどうこうということは考えておりません。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 多分、貸すときは八丈町に住んでいた方でしょうし、島の方の関係かなどか、あとは、お貸しになるときにそれなりに町の審査というのにもかかっていると思うんですけども、何でこんなことになるのかというのは何かございますか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 島におられたときには、どこにおるかとか、連帯保証人の方もちゃんとしっかりして、そこまではチェックはしておりますけれども、それ以上の家族関係は何だというのは、奨学金に限らず全てそこまではチェックはしておりません。

そのチェックをしている中で、連帯保証人と本人さんが行方不明になってしまっているというところで、今、捜しているような状況です。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 7 番。

○7 番（菊池睦男君） 資料の9-12ですが、公民館の利用状況調、これで見ますと、5館の合計が、前年度が4万3,865人、当期が2万8,765人なんですけれども、この差というのは、三根の公民館を利用しなかったことによる減と考えていいんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） そのとおりでございます。三根公民館の分でございます。

○議長（土屋 博君） 7 番。

○7 番（菊池睦男君） それで、使用料が6万4,000円、4万5,000円というふうに発生しているんですけども、公民館は原則無料だったんじゃないですか。何で有料が出ているんですか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 公民館は今、有料になっております。全ての公民館。冠婚葬祭等で使った部分が4万5,000円になります。

○議長（土屋 博君） 7 番。

○7 番（菊池睦男君） 今、有料と言った。有料なんですか。でもふだんは取っていないよね。この4万3,000円、2万8,000円というのは冠婚葬祭で取ったというやつですか。それ以外で利用する場合は無料でしょう。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 基本的に公民館は有料です。それで減免の関係で、減免をどこに認めるかというところで、実際には無料というよりも減免されているということになります。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） じゃ確認しますが、冠婚葬祭以外は現在は取ってはいないと、無料で使ってもらっているということですね。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 個人でのこういった利用については料金はいただいていますけれども、そういった以外で減免の対象となる項目については、料金は取っていないところでございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） それでは、浅沼代表監査にご意見を伺いたいんですけども、決算審査意見書というのがありますね。この審査意見書の3ページに財政状況が載っておりまして、その後それぞれの数値の意味がコンパクトに整理されているんですけども、先ほど企画財政課主幹も説明していただいたんですが、この財政状況の表についてちょっとお尋ねします。

3ページですけども、これで財政力指数、先ほど、1を超えるほどよいということだから、数値が大きいほどいいということですね。そうすると26、27、28と、0.307、0.307、0.308と、本当にわずかながら上がっているんですけども、こういうことで一定の努力はなさっているのかなど。かつて5年前、7年前ですか、インフラの整備がありまして、相当の建物の整備費にかかったわけなんだけれども、それがまだこれは反映されていない状況じゃないかなというふうに思っているんですけども、若干数字が上向いてきているということなんだけれども、この点。それから、その下の実質公債費比率、これも18%以上が国の許可、25%以上は起債が制限されるということで、これはどんどん数値が悪くなってきていますよね。そうするとこれがどうなっていくのか。

決算審査意見書の3ページに財政状況というのがあって、過去3年度の指数が載っているわけです。経常収支比率、これは80%を超えると弾力性を失いつつあると、危険水域に入ってきているというふうに思えばいいのか。これは数値が少なくなっているから、この点はいいい方向なのかなと思ったりもするんですね。

それから実質収支比率、これはおおむね3から5%が望ましいというふうに言われるんだけど、これも過去3年で見ると1.8、2.2、2.5と。これは数値が理想の姿に向かってきているというような感じがするわけです。

それで、今回初めて決算審査なされて、こういう状況なんですけれども、それについてどういうご所見をお持ちなのか、新鮮なところでのご意見をお伺いしたい。

○議長（土屋 博君） 浅沼監査委員。

○代表監査委員（浅沼拓仁君） 監査をさせていただいて、ことし初めてなので細かいことは言えないんですけども、指数上は上向き状態であるとは思いますが。ただ、単純に基準財政需要額との比較で、まだ実際問題として、今回の議会でも出ましたけれども、例えば富士中の体育館の話とか、大川浄水場の話とか、そういうものの設備投資が入ってきたりすると、またこの数字というのは変わってくると思うので、一概に、今の状態でずっと続くのであれば、この値を維持し続けることはできると思うんですけども、そうはいかないのが行政の現状だと思いますので、締められるところは締めていただいてやらないと、財政状況というのはすぐ悪くなると思います。

ですから、余り意見を言うとなんなんですけれども、ごみの問題とか、ごみ料金が安いとか、そういう問題があるんですけども、東京都と同じ水準までは八丈町の町民もある程度求めて、費用を負担していただくということをやっていないと、また保険料の話もありますけれども、ある程度、東京都民と同じ状況の負担は島民に求めていただかないと、多分、財政状況は非常に圧迫するというふうに、ことし1年の感じで見ると思います。

以上です。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） お話を聞く限り、特別危機的な状況は感じられないと、おおむね良好であるというふうにお聞きしましたけれども、企画財政課長、何かつけ加えることはありますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 今、監査委員の申し上げたことと7番議員がおっしゃったことは、ちょっと私としては捉え方が違うのではないかなと。監査委員はあくまでも、このまま楽観視はできないなということを申し上げたと思いますので、ちょっと感じ方はどうなのかなというふうに思っております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君）　じゃ主幹の立場で、どういう部分を気をつけないと大変だよと、そういうような意見があればつけ加えて。

○議長（土屋　博君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君）　やはり監査委員からもご教示いただいたとおり、私ども八丈町財政にとっても決して楽な財政ではないと。先ほども財政力指数ですとか財政調整基金のことで申し上げましたけれども、あるべき、いざというときのための資金は枯渇状態であるということで、とてもじゃないですけども余裕のある財政状態ではございません。

歳出のほうは、当然、投資と効果ということで、最少の投資で最大の効果を図れることを目指すということに尽きるかと思います。また、監査委員からも意見がございましたように、ある程度の町民のご負担というものは、受益者負担ということで、それも平等性にかなうということであれば、使う方はそれなりの使用料を応分していただくと、こういった平等の、あとバランスをとってというような形が、目指すべきところなのかなと思っております。

以上です。

○議長（土屋　博君）　1番。

○1番（沖山恵子君）　教育の資料9－16ページをお願いします。

サッカー場の水道使用料なんですけれども、真ん中辺に8月と9月、8月が42万8,360円、9月が18万8,676円と出ておりまして、ほかの月と比べて物すごく高いんですけれども、これは何でこうなったのか。芝生が枯れないように水をまいたとしても随分多いんじゃないかなと思うんですけれども、わけがわかったら教えてください。

（「これは科目が土木費なんですけれども、どうしましょう」の声あり）

○議長（土屋　博君）　もう通っていますから。

○1番（沖山恵子君）　わかりました。

○議長（土屋　博君）　ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋　博君）　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋　博君）　討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第4、認定第4号 平成28年度八丈町一般会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(土屋 博君) 続いて、日程第5、認定第5号 平成28年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。
説明、福祉健康課長。

- 福祉健康課長(高野秀男君) それでは、書類番号6の2枚目をお願いします。

認定第5号 平成28年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

平成29年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度八丈町介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

特別会計決算書の2ページをお願いします。

平成28年度八丈町介護保険特別会計歳入歳出決算。決算額のみ申し上げます。

歳入10億1,574万6,803円、歳出9億8,666万4,265円、歳入歳出差引残額2,908万2,538円を翌年度へ繰り越し。

次のページをお願いします。

歳入でございます。こちらも収入済額のみ申し上げます。

1 保険料1億9,188万6,300円、現年度分については、平成27年度に引き続き徴収率98%を超えることができました。

2 分担金及び負担金4,140円、青ヶ島からの介護認定に係る事務委託金ですけれども、28年度の実績は1件でした。

4 国庫支出金2億5,135万5,605円、5 支払基金交付金2億6,093万400円、6 都支出金1億

4,296万7,632円。国庫支出金から都支出金までは、それぞれ各負担割合が決まっております、その歳入になります。

8 繰入金 1 億5,948万8,000円、繰入金につきましては、町の介護給付負担12.5%分のほか、人件費、介護保険システム委託料、認定調査に関する費用が主なものです。

9 繰越金909万5,626円、10諸収入 1 万9,100円。

以上、歳入合計、収入済額は10億1,574万6,803円です。

次のページをお願いします。

歳出になります。こちらも支出済額のみ申し上げます。

1 総務費2,573万8,216円、歳入のほうでも触れましたが、職員の人件費、介護保険システム認定調査に関する費用が主なものです。27年度より約330万円の減となっておりますけれども、主な理由としては人件費やシステム改修費の減によるものです。

2 保険給付費 9 億1,901万7,035円、決算審査意見にもありましたけれども、介護給付費は年々上昇してはおりますが、27年度より約1,780万円の減となっております。そのうち、1の介護サービス等諸費が27年度より約2,150万円の減となっております。中でも通所介護やショート・ステイの在宅サービス給付費が約1,600万円減少しています。認定者数が27年度の比較で20名減少したことや、在宅から特別養護老人ホームに入所した方が多かったことが、在宅サービス給付費が減少した要因の一つとなっております。

その下、4の高額介護サービス等費と6の特定入所者介護サービス等費は、27年度より増加しています。特定入所者介護サービス費は、ショート・ステイや施設サービス利用の際の居住費や食費の一部を負担するもので、高額サービス費と特定入所者介護サービス費、合わせて27年度より約400万円増加しています。

施設サービス利用者については、28年度末での特別養護老人ホーム入所者は103名で、うち11名は島外の特別養護老人ホームに入所しております。老健施設への入所者は12名で、27年度末より6名減少しております。また、28年度末時点での認定者数は、27年度末より20名減の581名となっております。

4 基金積立金103万9,556円、介護給付費準備基金への繰入金になります。

5 公債費1,033万3,000円、平成26年度に東京都より借入した3,100万円の償還金で、27年度から3年間で3分の1ずつ返還するものでございます。

6 地域支援事業費2,184万6,155円、27年度より約720万円の減となっております。地域支援事業費は、主に地域包括支援センター委託料、おむつ代支給、在宅高齢者マッサージ、家

族介護教室などに係るものでございます。地域包括支援センター委託料は、人事異動等により27年度より約550万円の減となっております。おむつ代につきましては、27年度より対象者は5名減の36名となりましたが、施設入所などにより要件から外れたことが要因となっております。支給額は27年度より約20万円減の280万円となっております。

7 諸支出金869万303円、一般会計への繰出金、国や都への返還金、保険料還付金になります。

以上、歳出合計、支出済額は9億8,666万4,265円、歳入歳出差引残額は2,908万2,538円で、翌年度に繰り越します。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

9 番。

○9 番（奥山幸子君） 資料の福祉健康課の……

○議長（土屋 博君） 資料の5ですね。

○9 番（奥山幸子君） そうです。5－30です。右側の部分なんですけれども、準備基金保有額1,078万幾らとなっておりますよね。今の課長の説明で、給付費が下がったり、認定者が減ったり、少しずつ減っている感じで、この保有額が生まれたのかなと思うんですけれども、生まれた理由、もう一回確認させていただくのと、これをどのように使うのか。27、28、29で改定があって、30年度から保険料改定ですよね。そうすると、その部分に反映させられればいいのかと思うんですけれども、その辺を教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 第6期計画の中で、27年度から29年度まで、今年度までの給付費を約28億見込んでおりました。先ほど説明させていただきましたけれども、28年度決算が前年度初めて給付費が下回ったというふうな現象がありましたけれども、当初そういったことは見込んでおらず、年々上昇するだろうというふうな仮定で保険料も算出しております。

今回も準備基金のほうに積立金が発生しました。この発生した総額につきましては、来年度、平成30年度からの3カ年の保険料を算出する際に、そちらのほうに繰り入れて、逆にこれだけの準備給付金が発生していると。そうすると、その分を総額の歳出見込みから引いた

金額で保険料を算出することになります。

ですので、このまま準備基金をそのまま積んでおくのではなくて、一旦戻すというふうな形の対応をとります。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） そうすると、次回の保険料の算定は実際今と同じ、今回の27年度から29年度の保険料と同じぐらいになるのか、幾らか上がるのか、その辺はどうですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） これは今後の動向も当然考えなければいけないところなんです。第6期計画では、第5期計画に比較すると基準額が1,000円上がりました。今年度、このような形で基金に積み立てるぐらいの余裕ではないですけれども、金額が発生したというところで、まだはっきりとした数字は言えませんけれども、第6期のような大幅な保険料が上がるということは見込んでございません。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） それは朗報だと思います。

それとは別に、利用者にとっての問題なんですが、国の決まりで保険料を高くというか、高い保険料を払っている方については、介護保険を使った場合は、利用者負担が1割から2割になるということになっていきますけれども、町の場合はどれくらい対象者がいて、実際に介護保険を利用している方で、2割負担というのがどのくらいいるかはどうでしょうか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 28年8月より、所得によっては1割から2割負担になるというように法が変わりました。八丈町のほうで、ある一定の所得を超えて、1割負担から2割負担になっている方は約25名いらっしゃいます。25名のうち、サービスを利用されている方は、ほぼ25名利用はされているんですけれども、月によってばらつきはございます。

では、どれだけ負担が増えたか、2割負担のお支払いをされている金額がどれくらいかというところになりますけれども、多いときで月27万円になっております。年間に直すと、約320万ぐらいは2割負担の方の一部負担が入ってきているというふうに推測しております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 介護保険料は天引きになっているはずなんですけれども、特別徴収、それで未納がありますよね。その対策はどのようにしていますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 特別徴収に関しては、今、議員のほうからありましたように年金から天引きですので、100%の徴収率になるわけなんですけど、普通徴収分、65歳になってから約1年間は普通徴収という形で、対象者の方には納付書のほうを発送しております。滞納されている方は全員が普通徴収の方なんですけれども、以前は督促状での呼びかけで大体済ませたときがあったんですけども、今はそれにプラスして催告状なるものも適宜発送をしております。今年度に限っては、今月、個別に徴収に回りたいというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 徴収のほうはしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。要望です。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、認定第5号 平成28年度八丈町介護保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、認定第6号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りいたします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、書類番号6の3枚目をお願いいたします。

認定第6号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

平成29年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、別添の介護保険同様、特別会計決算書をお願いいたします。黄色い紙の次になります。

33ページをお願いいたします。

平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、決算額のみ申し上げます。

下のほうになります。歳入1億9,060万1,739円、歳出1億9,028万3,608円、歳入歳出差引残額31万8,131円は、翌年度へ繰り越す。

34ページをお願いいたします。

歳入です。真ん中あたりにございますが、収入済額を中心に説明いたします。

まず、1の後期高齢者医療保険料6,273万2,600円、前年度と比較しまして570万6,100円の増。こちら被保険者は減少しておりますが、徴収率の増、また、平成28年度には料金の改定等の影響があり増となっております。なお、徴収率に関しましては、現年分で99.41%、プラスの0.43ポイントの増となっております。また、28年度分の不納欠損でございますが、2名9万1,300円をしております。理由といたしましては、生活困窮と所在不明ということで、債権管理に従いまして不納欠損という手続をとっています。

続きまして、2を飛ばしまして、3繰入金です。一般会計からの繰入金で1億1,878万2,658円、こちらは87万9,000円の増。職員の給与、また、低所得者対策への保険基盤安定分で2,900万ほど一般会計から繰り入れされてございます。

4繰越金で168万9,291円。

5諸収入739万7,190円、前年比で96万8,000円の減。内容といたしましては、葬祭費、また健康診査の受託事業収入で広域連合からの収入となっております。

下の35ページになります。歳入合計1億9,060万1,739円となりました。

次に、36ページ、歳出になります。

1総務費685万6,733円、こちら主に職員の人件費となっております。

2保険給付費545万円、こちら前年度比で85万円ほどの増で、当年度の葬祭費として支出する分となっております。

3広域連合納付金1億7,375万976円、こちら819万8,000円の増。医療給付費など、こちら

も広域連合への負担金ということになってございます。

4 保健事業費199万6,608円、こちら特定健診の關係の保健事業費で、221名の受診があり、対前年度で23名ほど減となっております。

5 諸支出金222万9,291円、こちらは一般会計への繰り出しが主な支出となっております。

歳出合計1億9,028万3,608円、歳入歳出差引残額31万8,131円を平成29年度会計へ繰り越しましたということが、平成28年度の後期高齢者医療の決算という状況になってございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 今、後期高齢者というのは島内に何人いますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 平成28年度の決算数字で申し上げますと、1,413名でございます。

（奥山（博）議員「パーセントで」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 75歳以上全員となります。プラス障害者の方です。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、認定第6号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

20分まで休憩いたします。

（午後 2時04分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時20分）

◎認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、認定第7号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、後期の次になります。

認定第7号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

平成29年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度八丈町国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

先ほどの別添の特別会計、ピンク色の次のページになります。

51ページをお願いいたします。

平成28年度八丈町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、こちらも決算額のみ申し上げます。

歳入15億4,320万414円、歳出15億5,667万5,350円、歳入歳出差引不足額1,347万4,936円は、翌年度歳入繰上充用金で補填いたしました。

続きまして、52ページをお願いいたします。歳入で、中ほどの収入済額を中心に申し上げます。

1 国民健康保険税 2億5,927万1,811円、前年度と比べまして約1,310万円の減ということになりました。こちら、被保険者数が減少していることの影響が挙げられます。172名ほど対前年から下がっております。また、徴収率、現年分に関しましては93.0で1.4ポイントの減、また過年度分は40.7で7.9ポイント増と、合算で申し上げますと3.8ポイントの増ということになってございます。なお、不納欠損451万8,865円を欠損してございます。

次に、1つ飛ばしまして、国庫支出金 2億8,156万7,131円、前年度と比べ707万円の減ということになっておりまして、こちら療養給付費等負担金の減が挙げられます。歳出のほう

の療養給付費と関連して、こちらにも減額となっております。

続いて、4療養給付費等交付金1,011万2,389円、前年度と対比して604万円の減。こちら国保に加入となったサラリーマン、また公務員等の退職者の医療費分の実績に基づき、診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5前期高齢者交付金2億8,226万4,652円、こちら3,424万円の減ということになってございまして、国保連合会から、こちらは前期高齢者の加入率が高い保険者に交付されるものでございます。

6都支出金1億4,581万2,702円、こちらは1,427万円の増。共同事業の関係で、交付金と拠出金の差が著しい保険者に対して都の支出金が増額となりました。

続きまして53ページ、7共同事業交付金2億8,346万3,895円、2,855万円の減、こちら高額療養費、また財政安定化の2つの事業がございまして、そちらのほうの関係でございまして。

続きまして、9一般会計からの繰入金2億7,698万7,000円、こちらは1,624万円の減、うち1億8,931万円は法定外繰り入れ、いわゆる赤字分ということで、対前年度比で申し上げますと1,722万円ほどの減額となっております。

1つ飛ばしまして、11の諸収入372万834円、これは第三者納付金、また保険税の延滞金等となっております。

歳入合計15億4,320万414円の収入ということになってございます。

続きまして、次の54ページのほうをお願いいたします。

歳出です。

1総務費3,133万5,513円、こちら前年度と比較しまして282万円の増、運営協議会や職員人件費等となっております。

2保険給付費7億5,838万961円、こちら医療費の支払い分、前年度と比較しまして3,214万円ほどの減額となっております。こちら被保険者の減少が主たる要因で、医療費も減少しているということでございます。また、参考でございますが、平成28年度八丈町の平均医療費ですけれども、28万1,967円となっております。参考までに都の平均でございますが、都が30万6,503円、また、全国平均で申し上げますと34万8,175円という状況になってございます。

3後期高齢者支援金等1億6,793万5,752円、こちら前年度と比較しまして1,742万円の減ということになってございます。

続きまして、4前期高齢者納付金等で11万4,909円。

55ページのほうに移ります。

老人保健拠出金で6,402円、こちら制度はなくなっておりますが、適用となる支払いがまだ残っているためでございます。

6 介護納付金7,468万4,742円、こちら840万円の減。

続きまして、7 共同事業拠出金で3億5,855万1,853円、こちら278万円の減、共同事業の交付金と関連してございます。

8 保健事業費、特定健診の経費でございますが、662万7,956円、こちら受診者は平成28年度は656名、対前年度で14名の減、受診率は26.7%で、対前年度で0.62ポイントのプラスとなっております。

続きまして、2つ項目を飛ばしまして、11諸支出金1,084万8,275円、1,681万円の減、こちら病院への繰出金、また、27年度の負担金等の額の確定や修正申告などに伴う返還金となっております。

次の56ページで、13前年度繰上充用金でございますけれども、平成27年度の国保会計に充用させていただいた金額が1億4,818万8,987円、こちら前年度と比較しまして1億4,863万円の減額ということになりました。

歳出合計15億5,667万5,350円、歳入から歳出を差し引きまして1,347万4,936円の赤字ということで、繰上充用金で補填いたしました。

以上が平成28年度の国保会計の決算状況ということになってございます。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

7番。

○7番（菊池睦男君） 歳出があるわけですが……

○議長（土屋 博君） ページ数を言ってからお願いします。

○7番（菊池睦男君） 歳出のページで、54ページ、来年度から都道府県化になって、そうすると納付金が3億ちょっと発生するということなんだけれども、その納付金というのは、この歳出の款項目でいうと、新たにつけ加えられるわけですか。あるいはこの中のどの款はその中に含まれますよと、そういうことはありますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 納付金の関係でございますけれども、こちらのほうは新しい科目設定となります。

○議長（土屋 博君） 款はどこだと言っているけれども、款項目の款。入るところ、出るところ。

住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 全く新しい科目ということになります。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、認定第7号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、認定第8号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 書類番号6の一番最後になります。

認定第8号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について。

平成29年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、別添の決算書、緑の紙の次のページになります。

83ページをお願いいたします。

平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算、こちらも決算額のみ申し上げます。

歳入6,770万9,002円、歳出6,598万630円、歳入歳出差引残額172万8,372円は、翌年度へ繰り越す。

84ページをお願いいたします。

歳入です。

1の分担金及び負担金176万4,581円、こちら227万9,000円の減、こちら事業所などからの業務用の浄化槽を設置する場合の浄化槽の国の基準額10%を負担するものでございます。

2使用料680万1,500円、161万円の増、こちらは24年度から設置した浄化槽基数の積み上げに伴う増でございます。

3国庫支出金2,220万3,000円、こちら728万円の増、こちらは交付金のほうを平成27年度に減額調整して精算しております。

4都支出金327万8,000円、106万円の減、設置基数は27年度と比較いたしまして3基の減、これは人槽の容量が減少しているためのものでございます。

5繰入金1,745万8,000円、1,847万円の減、一般会計からの繰入金で、町として基準額の10%を負担する分、また、地方債の償還に際し2分の1を地方交付税措置される分、また職員の人件費などが繰り入れされてございます。減の要因は、大きくは施設整備の減額となっております。

6繰越金で69万6,249円。

下の85ページ、7諸収入240万7,672円、381万円の減、工事費の基準額を超えた個人の事業者が負担するもので、増嵩経費の分となっております。なお、増嵩経費は、平成28年度より施工業者と直接支払いの関係に制度を改善してございます。

8町債で1,310万円、こちら420万円の減で、下水道の事業債となっております。

歳入合計6,770万9,002円。

次に、86ページ、歳出となります。

- 1 総務費1,769万6,538円、こちら職員の人件費、また起債償還のための積立金になります。
- 2 施設管理費820万1,708円、こちら町の浄化槽の管理費用で、保守点検や清掃の委託費となっております。
- 3 施設整備費3,929万2,920円、こちら1,672万8,192円の減、こちらは歳入の項目でも説明いたしましたが、設置基数は27年度比較して3基減少でしたが、全体で人槽の容量が減したことに伴うものでございます。
- 4 公債費で78万9,464円、24年度から27年度までの地方債の利子となっております。
- 5 予備費を飛ばしまして、歳出合計6,598万630円、歳入歳出差引残額172万8,372円を平成29年度会計へ繰り越しました。

以上が決算の説明でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 87ページ、歳入で収入未済額というのが出ているんですけども、どのようなものになりますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 収入未済額は、分担金のまだ収入されていない部分でございます。

（奥山（博）議員「現在も」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 平成29年10月末の状況で把握しますと、14名分なんですけれども、これは今、分納で支払いは納入していただいております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） この分納というのは、何か月とかあると思うんですけども、何年とか。どれぐらいの回数でやるのか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 大体1年間に4期に分けてやっております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） じゃ、これは半分は入っているという計算だよ、最低ね。ここに

書かれている未済額の半分は入っているという認識でいいのかな。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） これは28年度現在でございまして、今のところ滞りなく入ってございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、認定第8号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

平成29年第四回八丈町議会定例会第2日目を散会いたします。

次の会議は、12月11日月曜日午前9時より開議いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時43分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月8日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 山 下 巧

署 名 議 員 山 本 忠 志